# 事 業 委 員 会

令和5年3月10日(金)

# 事業委員会

出席委員谷地委員長、辻下副委員長、瀧見、奥野、中原、反保、竹原、出口

出席理事者 田代町長、中口副町長、松岡副町長、古橋教育長 川端まちづくり戦略室長兼町長公室長、西総務部長会計管理者 相馬財政改革部長、奥都市整備部長、桒山総務部理事兼財政改革部理事 寺田総務部企画地方創生監、吉田都市整備部理事(産業観光促進担当) 岩田総務部副理事兼企画地方創生課長、小坂土木下水道課(土木担当)課長 兼二国推進課長

> 奥田都市整備部副理事兼土木下水道課(下水道担当)課長 佐々木都市整備部副理事兼建築課長、新保産業観光促進課長 廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

事 務 局 増田議会事務局長

傍聴議員 坂原、早川、松尾、道工、

## 案 件

- (1) 付託案件について
- (2) その他

## (午前10時00分 開会)

谷地委員長皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は8名です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を 開催します。よろしくお願いします。

初めに、お諮りします。ただいま連絡を受けました傍聴許可申出に対して許可 したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長 傍聴を許可します。

3月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私が質疑するときは副委員長に委員長の職務を代わっていただき、委員 長席のまま質疑することをご了承願います。

それでは、議案第1号「議案第1号 令和4年度岬町一般会計補正予算(第1 1次)について」、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

岩田副理事。

岩田総務部副理事 それでは、事業委員会資料の1ページ目をご覧ください。

令和4年度岬町一般会計補正予算(第11次)のうち、事業委員会に付託された歳入歳出予算について説明いたします。

最初に、歳入予算について説明いたします。

19寄附金、1寄附金、多奈川地区多目的公園寄附金といたしまして532万

円の増額補正を行うものです。

内容としましては、万博の桜2025実行委員会より532万円の寄附金を頂きましたので、寄附相当額を増額計上するものでございます。

詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

以上、当委員会付託分、歳入合計532万円の増額補正を行うものでございます。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の2ページをご参照ください。

6農林水産業費、1農業費、農業総務費の財源構成を行うもので、歳出額の増 減はございません。

内容といたしましては、農業総務費の岬町農産物特産品化支援事業補助金は、 当初、岬ゆめ・みらい基金を財源としておりましたが、企業版ふるさと納税寄附 金として、当事業の趣旨にご賛同いただきましたので、財源構成するものでござ います。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 続きまして、8土木費、4都市計画費、下水道事業特別会計繰出 金としまして116万1、000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、下水道事業特別会計における消費税及び地方消費税の支払いとしまして、下水道事業特別会計への繰出金を116万1,000円を増額補 正計上するものです。

なお、詳細につきましては、後ほど下水道事業特別会計補正予算でご説明させていただきます。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 続きまして、13諸支出金、1基金費、多奈川地区多目的公園管理基 金費といたしまして532万円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、万博の桜2025事業で寄附をいただいた532万円 のうち、桜の植樹代として300万円、維持管理費10年分として232万円充 当し、来年度より事業を行うため、寄附金全額を多奈川地区多目的公園管理基金 費として積み立てるものです。 万博の桜2025事業について説明させていただきます。

2025年4月に開幕する大阪関西万博への機運を高めようと大阪府内を中心に2025本の桜を植えるプロジェクトとして進められており、本町におきましても、いきいきパークみさきにおいて40本の桜の植樹を希望したことから実現されたものでございます。

以上、当委員会付託分、歳出合計648万1,000円の増額補正を行うものでございます。

谷地委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。 竹原委員。

竹原委員 説明ありがとうございます。

私から1点、お聞きさせていただきます。

先ほど最後に、岩田副理事から報告がありました2025年4月の万博に向けてということで、いきいきパークに40本の桜の木を植えるといったことでございますが、桜の花に咲いてもらうために早急に植えないとなかなか根も付かないということで、植える計画というのが具体的にどのように進められているのか教えてください。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 竹原委員の質問にお答えいたします。

植樹計画につきましては、万博の桜2025事業実行委員会に、実施計画を提出するようになっており、その際に、植える予定の場所についての計画を提出してございます。

時期につきましては、事業者と調整しながら、どの時期に植えるのが適当かど うか検討してまいりたいと思っております。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 ありがとうございます。実行委員会というのが、この万博の桜の件は、以前にも予算がつかなかったとかで一度話があって、今回初めて寄附金300万円と232万円が下りてきたのかなと思っておりまして、実行委員会というのはまだできていないのかと思いますが、ある程度、計画されていたのではないかと思うのですが、樹木なので植える時期等はあるとは思うのですけれども、もう少し具体的に何か進んでいたのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

谷地委員長 寺田企画地方創生監。

寺田総務部企画地方創生監 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

多目的公園の桜の植樹につきましては、来年の冬場ぐらいに計画しております。 その際には、植樹祭も実施しようかなと思ってございます。

植樹の場所ですが、多目的公園の管理棟から前を通っていただいて、その道路 沿いのユーラスさんの前あと多目的広場の前に計画しておりまして、40本を植 樹する予定で進めてございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 先ほどの桜の関連で、もう少しお聞きしたいと思います。

40本と、今、場所の説明もございましたが、桜でもいろいろな種類があろうかと思うのですが、種類は決まっていますか。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 奥野委員の質問にお答えいたします。

現時点では、河津桜を予定してございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 私もそれがいいのかなと思って今聞いたのですけれども、少し、時期的に1か 月ぐらい早くて、それか遅く咲く八重桜とか、そんなのもいいのではないかと思 います。よろしくお願いします。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今の万博の桜について、私からもお尋ねいたします。

40本ということなのですが、以前、委員会の場であったか、先ほど竹原委員からも言及があったとおり、予算は組まれていたけれど、それが実施されなかったということが過去にありました。そのときは、たしか寄附金の中で幾らか地方自治体に配るといったら言い方が変なのだけど、桜の植樹のための費用ということでお金を渡していくのだけれど、それは、その自治体にお住まいの方が寄附した数というか、金額なのかよく分かりませんが、それに応じて配るんだというような説明があったように思うのです。

今回、40本というのは、そういう考え方に基づくものなのかということが一つと、それから維持管理費10年間分として232万円ということでありました。

これは、10年分として渡されるわけだけれど、まず聞きたいのは、232万円 の積算根拠といいますか、要するに、私が気にしているのは、このお金をもらって、維持管理を10年間しっかりできるのに足りるような金額なのかどうなのか というのが少し気になっているところなのですね。

昨今、物価の上昇などが激しいですよね。そうなってくると、どういうものが維持管理費の中に含まれているのか分かりませんが、維持管理費に足らず分が出てくるようなことがあった場合、その分、また後からお金を追い足しするなんて少し考えにくいのだけれど、その辺りも含めて、少し気になったもので、樹木も生き物ですから、きちんと責任をもって管理していく必要があると思うのだけれど、それに足りるお金と見ていいのかどうか、その辺りが気になったので、万博の桜についてお尋ねいたします。

それから、農業総務費のところで財源更正の説明がありました。企業版ふるさと納税という、比較的若いというか、新しい制度を活用されて、企業にとっては非常にメリットの大きな制度ですので、これを活用してご寄附を頂いたということなのだと思っているのですが、これは1社分と考えていいのか。

それから、先ほどの説明の中で、当事業の趣旨にご賛同いただいたという言葉 がありました。この当事業というのは具体的に何を指しているのか、お聞きして おきたいと思います。

#### 谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 中原委員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の万博の桜2025の寄附金につきましてですが、過去に寄附金 が頂けなかった件は、以前に説明させていただきましたとおり、寄附者の所在地 に基づいて分配されたという経緯がございます。

今回の寄附金につきましては、住所地関係なしで、予定の金額が集まったので 寄附をいたしますという通知を頂きましたので、それに基づいて頂きました。

2点目の維持管理費でございますが、こちらにつきましては、万博の桜実行委員会のほうで概算費用を積算いたしておりまして、堆肥とか灌水、薬の散布、枝切りとか、そういったものをそれぞれ専門家に確認していただいた上で算出された根拠に基づき、金額をを出してございます。

次に、企業版ふるさと納税についてでございますが、寄附を頂いた企業は2社

ございまして、1社が10万円、もう1社が100万円となってございます。 谷地委員長 寺田企画地方創生監。

寺田総務部企画地方創生監 企業版ふるさと納税の当事業というのはというご質問ですが、 2社の企業からまち・ひと・しごと創生総合戦略事業のうち、充当を希望するも のとしまして、結婚とか出産、子育て、教育の希望をかなえる事業というところ に対して寄附を行いたいというところで、結婚祝金事業に充当しております。

もう1社につきましては、新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進する事業、また経済を活性化し、安定的な雇用を促進する事業にふるさと納税として使ってくださいということで、こちらにつきましては移住・定住促進PR番組制作・放送事業で、先ほど産業観光課のほうが説明しました農作物特産品化支援事業というところになりますので、それぞれの委員会にまたがって充当先を配分しております。それに伴いまして、当初計画では、ゆめ・みらい事業を充当として見込んでおりましたが、それぞれ財源更正するという仕組みでございます。

谷地委員長 辻下副委員長。

辻下副委員長 私が言うのには、この間も寺田創生監とすり合わせるときに、第1回の桜をしくじったときに、その桜はどうなっているのか、どこまで成長しているのか、そういう説明が今まで一度もないわけです。これ、何回かしくじりやっているわけよ。第1回、平成何年だったのかな、忘れたのだけれども、これ、議員同士が桜を植樹したと思うのです。これも古いことだけど、第1回目だから。その桜を今、どこまで育てているのか、その辺の説明、お願いします。

谷地委員長 西部長。

西総務部長 今現在、多目的公園内には約2,000本近い桜の木が植えられております。 土砂採取跡地ということで、岩盤の上に植樹されておりますので、成長が遅い木 もあるんですけども、最初に議員の皆様に植えていただいたような木については もう10年以上も経過するということで、立派な花を咲かせる木もたくさんござ います。毎年、開花の状況についてはLINE等でもお知らせをさせていただい て、来場のご案内をさせていただいているところでございまして、昨年4月の岬 だよりの表紙にもいきいきパークの桜を使わせていただいたところです。

今回、先ほど岩田のほうから説明したように、万博の桜については、今までの ソメイヨシノとは違う樹種植えることで、早咲きの河津桜ということを考えてお りまして、時期をずらすことによって、さらに多くの方に来場いただきたいなと考えているところでございます。

谷地委員長 辻下副委員長。

辻下副委員長 順調に育っているということでございますので、やはり時々、担当課の人は現場へ見に行って、今ここまで成長しているとか、そこら辺をやはり説明してくれないことには、これからね。それだけです。ありがとう。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、議案第1号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。 続いて、議案第3号「令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第4次) について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員会資料の3ページをご参照ください。

令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第4次)についてご説明いたします。

内訳としましては、1繰入金、1一般会計繰入金、一般会計繰入金としまして 116万1,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、消費税及び地方消費税の支払いに伴う財源調整です。

以上、当委員会付託分としまして116万1,000円を増額補正計上するものです。

続きまして、歳出としまして、1総務費、1下水道総務費、一般管理費としまして116万1、000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、消費税及び地方消費税の確定申告により、令和4年度に納付する額が確定したことにより納付額が増額したため、補正計上するものです。

当委員会付託分としまして116万1,000円を増額補正計上するものです。

谷地委員長ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号は、本委員会において可決されました。

西部長。

- 西総務部長 すみません、先ほどの辻下副委員長の答弁の中で、私、昨年の岬だより4月 号と発言したんですけども、正しくは昨年の3月号の誤りなので、そこを訂正させていただきます。
- 谷地委員長 続きまして、議案第5号「令和5年度岬町一般会計予算について」、本委員 会に付託された案件を議題とします。

委員会資料の10ページから12ページに補足説明の資料がありますので、土 木費及び下水道事業特別会計のところで説明を受けます。また、歳入歳出をそれ ぞれ分けて審議したいと思います。 それでは、歳入から審査に入ります。 委員会資料の4ページから9ページをご覧ください。 それでは、質疑ございませんか。 中原委員。

中原委員 委員会資料6ページの右側の説明のところで、4列目と言うべきか、4行目、 四つ目の総合相談事業交付金に関わって資料を求めておきたいと思います。過去 の相談実績等について、これは就労相談ということですから、相談の件数と、そ れから就労に結び付いた件数を求めておきたいと思います。これは、また追って 資料請求を書面でさせていただきますので、一言、申し上げておきたいと思いま す。

質問は、委員会資料8ページの、ここは前ページの諸収入から続いている欄でありまして、例年設けられていた市民農園の利用料というのがもう項目としてはなくなっているわけなのです。それで、これは過去に既にお聞きしておりますけれども、来年度からでしたか、廃止の方向で検討しているということが委員会の中でも語られておりまして、ただ、昨年度の予算の審査のときだったと思いますが、3件、耕作者の方があり、そのうちの2件は継続を希望されていたというご報告であったと思うのです。その協議の状況、どのような状況かということをお聞きしたいということと、それから真ん中より少し下辺りに、海釣り公園納付金というのがありまして、これは毎年、とっとパークのところで事業をしていただいている事業者からの納付金ということですが、一時、コロナの影響で非常に財政的にも運営が困難だという状況があり、回復の兆しが見られてきたというようなことを昨年度予算のときにお聞きしたかと思うのですけれども、現状はどのような、財政運営状況ですね、回復の兆しが続いているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、もう1点、みさき公園のことなのですが、もうみさき公園の中には 入れなくなったということは、新しい事業者がそこで工事等、整備を進めていく という運びということになりますよね。それで、前からお聞きしていますけれど も、賃借料というか、使用料と言うべきかな。その辺りの収入がもしかしたら来 年度に出てくるのかと思っていたのですが、その辺りは協議をして決めていきた いということを過去にもお聞きしておりました。記載されていないということは、 来年度は一切の使用料については求めないということになっているのか、協議中であるのか、お聞きしたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の市民農園の廃止の協議の件なんですけれども、こちらにつきましては、令和4年度に利用者と土地所有者と協議を行いまして、利用者のほうは継続の意向がありましたけども、廃止のお話をしましたところ、同意が得られましたので、今年度いっぱいで廃止するということで協議を行っております。

それで、今後につきましては、草刈り等の現状復帰を行った上で、土地所有者 に対して市民農園の用地を返還するという形で事務を進めてまいりたいと考えて おります。

続きまして、2点目の海釣り公園に関するコロナの影響の状況なんですけれども、とっとパーク小島の利用状況を鑑みまして、令和2年度からの状況を申し上げますと、令和2年度1月末が約3万人の利用がございまして、令和3年度の1月末が約3万5,000人、令和4年度1月末が約3万6,000人と徐々に回復基調にございます。また、売上につきましても、令和2年度の1月末が約3,900万円、令和3年度の1月末が約4,400万円、令和4年度1月末が約4,600万円となっておりまして、こちらにつきましても回復基調にございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症のコロナ禍前の状況と比べますと、利用者につきましては約20%、売上につきましても同様に約20%程度減少しておりまして、依然として厳しい状況は続いているという、そのように考えております。

それと、3点目のみさき公園の使用料の考え方についてご説明させていただき たいと存じます。

みさき公園の使用料につきましては、12月の議会のほうでもお話があったかと思うんですけれども、これにつきましては、みさき公園条例に基づきまして、公園施設を設置することによりまして使用料が発生してまいります。それで、新たに設置する公園施設、こういったものが現在、事業者が進めている基本設計が終了後、また設置許可の手続を進めていく形になると思うんですけれども、こういう設置許可の手続が完了しましたら、使用料が発生して、また町のほうに再入

していく形になっていくと思いますので、こちらにつきましては、今後の協議の 状況によりまして、必要に応じて補正予算を計上させていただくなどの手続を進 めていく形になると考えております。

# 谷地委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお聞きした市民の農園の利用料のことなのですが、廃止に同意いただいたということで、具体的にどんな話し合いがあったのか、同意のレベルはどの程度であったのか、結論的に言われてしまうと分からない部分がありますけれど、いろんな段階があるのでしょうけれど、納得というか、納得が得られたというように考えておられるということですね。うなずいておられるので、それは結構です。

それで、原状復旧をして返すということなのですが、そこには幾らぐらいのお金が必要なのかということと、それから市民農園については、坊の山の関係から端を発している問題ですよね。そのこと全体で、少し大きい話になるかもわかりませんけれども、坊の山で耕作をされていた、町から見たら不法耕作者だということで、出て行ってくれということがありましたよね。その代わりに、ここの農園を使ってくださいということで整備したといういきさつがありました。けれども、結果として、利用される方は少なかったという状況があり、最終的には閉鎖をすると。お二方、2件については継続を希望されていたけれども、もう閉鎖をするということで、その全体の流れを見て、岬町がこれまでとってきた対応ですね、これ、私は少し冷たい部分があったのと違うのかなと思っているのですが、失敗だとまでは断言しにくいと思っていますが、全体を見渡して、どのようにお考えになっているか、お尋ねしておきたいと思います。市民農園については重ねてお聞きします。

それから、海釣り公園の状況については、回復基調にあるということをお聞き して少しほっとしておりますけれども、引き続き町として必要な支援は行うよう にしていただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、三つ目のみさき公園のことなのですが、基本設計ができ上がって、 設置許可が下り、それから使用料が発生するという大まかな流れをお聞きしたい と思います。

それで、基本設計については、今年の5月、6月がどうとか言っていた、あれ

が基本設計が出てくる時期でしょうか。ちょっとこの基本設計が固まる時期を再度、重ねてお聞きしておきたいのと、それから設置許可が下りても、実際に事業者としては、事業者が儲かるといったら変なのですが、事業者の収入が発生するのは開園後ですよね。だけれど、設置許可が下りたら使用料が発生するという言い方をされているということは、また補正予算がどうこうとおっしゃっていましたが、ということは、例えば来年度の補正予算として、開園前から利用料を頂くということをお考えになっているというように理解していいのか、よろしくお願いします。

## 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の市民農園なんですけれども、原状回復の部分につきましては、 市民農園部分の草刈りを行うのと併せて、仮設トイレが置いていますので、それ らを撤去すると。それについては、町の職員で対応という形で考えておりまして、 費用等が発生する予定はございません。

それと、市民農園についての全体としての部分のお話なんですけれども、今回、深日の市民農園の利用者の方と協議して、特段、反対等もなく廃止に同意いただけたというところもございます。また、町としては、淡輪のみさき公園の裏手においても市民農園のほうをやっていますので、今後、農業を体験してみたいという方におかれましては、そちらのほうは結構、ご利用もいただいておりますし、継続してご利用いただいている方もたくさんいらっしゃいますので、そちらのほうをご利用いただきまして、農業に接していただければなというふうに考えております。

それと、みさき公園の使用料の部分なんですけれども、こちらにつきましては、 基本設計の部分のお話、まずあったかと思うんですけれども、いつの時期にそう いったお話があるかというところなんでございますけれども、こちらにつきまし ては、現在、事業者のほうにおかれまして、みさき公園がより魅力的な公園とな るよう鋭意努力いただきながら、設計に取り組んでいただいているという状況に なっております。

それで、この3月の下旬に、今回進めていただいている設計の進捗であります とか内容について、私どものほうに報告を受けるという形になっておりますので、 その報告の状況を踏まえて、またその部分のところが見えてくるのかなというふ うに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、使用料のところなんですけれども、こちらにつきましては、基本的には設置許可の段階ということで、大体、設置許可を出すのは、設計が終わって、工事に着手していく時期とか、そういったときに許可を出してやっていくわけですけども、使用料については、収入がないという状況の中で、どこまでお支払いできるのかとか、そういった議論というのは、事業者との協議の中で出てくると考えられます。そこの部分については協議しながら、どういう時点で使用料を頂いていくかとか、また進めていく形になるのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 谷地委員長 中原委員。

中原委員 市民農園の利用料について、これまで岬町がとってきた対応ですね。私は、少 し冷たいところがあったのと違うのかなということを申し上げました。このこと はもう質問はいたしませんが、そもそも坊の山で耕作されていた方々に立ち退い ていただくという、そこがやはり対応としては十分でなかった面があったのでは ないかと私自身は思っています。そのことだけ一言、申し上げておこうと思いま す。

それで、みさき公園の関係なのですが、私、さきほど5月とか6月とか言いましたが、この間、事業者からの説明を私ども議会にもありましたね。去年のことであったか、ありました。

それで、あと自治区長を対象にした説明会もなされて、どちらで聞いたのか私 もよく覚えていないのですが、今年の5月とか6月ぐらいになってきたら、8割 ぐらいの中身が固まると思うと。もう一度、図面みたいなのもその頃に出すこと になると思うと。それは要するに、いろんな資料を出してくださいと言ったのだ けれど、まだ計画中で、今、出したらそれが変わる可能性があるから出せません ということで、5月、6月頃にはもう少ししっかりしたものがという話を聞いた のだけれど、それが基本設計のことになりますか。何か単純な質問でなのですが。 そういう意味でおっしゃっていたのでしょうか。お願いします。

## 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 基本設計については、公園のイメージといいますか、イメージの

段階の設計といいますか、詳細までは設計されていませんけれども、大まかなイメージといいますか、こういう形のものができるというところまでの制度は担保されていないようになってくると思いますので、中原委員がおっしゃられていたようなお示しできるものというと、基本設計の成果物、こういったものになってくるのかなというふうには考えております。

## 谷地委員長 中原委員。

中原委員 なるほど。そうしましたら、基本設計が固まるのは今年の5月、6月頃、数か 月以内ということですね。

それで、基本設計は8割方、基本設計で固まるというようにお聞きしたのでね。 併せて、これはたしか自治区長対象の説明会のときであったと思うのですが、傍 聴させていただきまして、そのときに基本設計が固まった後は、大きくいろんな ことを変更することは難しいということもあり、意見があれば、ぜひそれまでに 寄せてほしいというふうに事業者が説明の中でおっしゃっていたのです。そうい った意見はどのように集約、また募集されるのか、その辺は聞いていますか。

## 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 また事業者のほうからお聞きしていますのは、現時点ではお示しできる内容というのは、今、公園計画を策定した段階でお示しした内容ということで聞いておりまして、ただ、その後、一定、基本設計に向けて中身が固まってきた段階でお示しできるものが出てきたらお示ししていただけるというふうには聞いておりますので、それが出た段階では、またご説明させていただいたりする機会があるのかなとは考えております。

# 谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 中原委員のご質問に少し補足をさせていただきたいと思います。

みさき公園ですね、今、委員おっしゃってくださったように、議会の先生方に 説明した場と、区長さん方に説明して、基本構想的な、基本計画的なところを今 一生懸命策定して、確定に至っていただくように進めていただいております。こ れは、提案いただいた公園計画に沿って、それをブラッシュアップするというか、 より確実なものにしていくための作業を事業者においてやっていただいている。 これは、事業契約の第2条に書いているように、提出いただいた、提案いただい た内容に沿って、事業者がその責任と費用においてやっていただくというのが基 本的なスタンスでございまして、その当時、代表がおっしゃられた、それでも基本計画を確定するまではある程度、意見をお聞きさせていただきたい、住民の皆さんの意見を少しでも可能な限りは反映していきたいというお話をされたと思うんですけども、そんな中で、いろいろと現在まで意見等を頂いておりまして、そういうのは常々、事業者のほうに報告して、検討をしていただいております。

そういう形で進んでいっておりますので、特に意見を募集しますとか、そういうことではなくて、基本的には提案いただいた内容の公園計画をさらに、より充実するために事業者はいろいろなことに努力をしていただいているというふうにご理解いただいたらいいのかなと思っておりまして、それでも頂く意見については、事業者のほうに町からこういう意見がありましたということでご報告させていただきながら、進めていっていただいているというふうにご理解を頂きたいなというところです。

使用料のお話ですけども、基本的には、条例に基づいて設置許可の申請を頂き、 それが都市公園法に認められる施設になっているかという判断をしながら、町と しては許可していくという形になりますので、基本的には公園の計画、うちの業 務要求水準書に沿った形になっているかというのを判断しながら許可していくと。

ご心配いただいているような収益が生まれる時期や収益の生まれるエリアというのがありますので、使用料の決定については、設置許可申請書をしっかりと見た上で、事業者と協議しながら、条例の中で適用できる部分があれば、減免などの適用も検討しながら進めてまいりたいと思っています。まずはそういう協議を進め、そういうことが対応できるかどうか判断もしていきながら、慎重に決定してまいりたいと考えております。

#### 谷地委員長 中原委員。

中原委員 幅広く住民の皆さんの意見を反映するといいますか、やはり住民とともにつく るということが非常に大事だと思うのですね、みさき公園については。

それで、今、特に募集しますみたいなことはしないけれど、寄せられた意見に ついては随時、事業者に伝えていっているということでした。では、私の意見も 伝えたら、事業者に伝えていただけるということですかね。分かりました。うん うんと言っていたので、意見。

質問ね、以前、議会に対して説明をいただいて、そのときに一度、質問をさせ

ていただいて、回答を書面で頂きました。私、意見もありますけれども、さらに 質問というのも構いませんか。事業者に取り次いでもらえますか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 とりあえず聞かせていただいて、内容についてはお伝えさせていた だこうというのが基本的なスタンスでございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 6ページの節ですけれども、農業費補助金のため池ハザードマップ作成事業補助金247万5,000円が1点と、その下に、ため池防災整備事業補助金1,614万円ですか、それともう1件、2番目の林業水産業補助金、これが57万円という形でありますが、その第1点のため池ハザードマップ作成事業はどういう方法で調査を行うのか、あと何か所あるのか。その下のため池防災整備事業補助金、どういう作業内容をするのか、岬町全体で何か所、ため池があるのか。その下の林業病害虫防除事業補助金、これが57万円、これはどういう作業内容で病害虫駆除をするのか、その辺を回答願いたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長ただいまの出口委員のご質問にお答えします。

まず、1点目のため池ハザードマップのほうでございますけれども、こちらに つきましては、令和5年度につきましては1か所を予定しておりまして、深日地 区のみろく下池、こちらの池のため池ハザードマップの作成を予定しております。 それで、ため池ハザードマップでございますけれども、目的といたしましては、マップの作成を通じて地域の皆様の防災意識の向上を目指していきたいと、この ように考えて作成しておりまして、万が一の地震や大雨等によりましてため池が 決壊した場合の被害の低減でありますとか、マップを通じて、想定される浸水範囲などを事前に知っていただいて、避難の参考にしていただき、地域防災力の向上に活用いただきたいというふうに考えております。

それで、2点目のため池防災事業の補助金でございますけれども、こちらの補助金は逢帰奥池の廃止工事、こちらのほうに充当するものになっております。令和5年度につきましては、ため池部分の停滞をV字カットしまして、排水機能をなくすという工事を実施する予定になっております。

それと、3点目の林業の病害虫の部分ですけれども、こちらにつきましては、 ナラ枯れの対策ということでやっておりまして、国と大阪府のほうから補助を頂 きまして、令和5年度は多奈川地区のナラ枯れの対策をしていきたいと、このよ うに考えております。

谷地委員長 出口委員。

出口委員 今のため池ハザードマップの作成補助金ですが、深日地区で1か所ということで、このため池は非常に破損度が高いですから、その辺はどうですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらにつきましては、大阪府のご意見も聞きながら、必要に応じて年次的に実施していっておりますので、深日地区の中で一定必要性が高いということで、マップを作成するということで、令和5年度、進めていく形になっております。

谷地委員長 出口委員。

出口委員 結構でございます。

それと、もう1点、森林病害虫駆除ですけれども、これは空中散布をしていく のか、その辺はどういう形になるのですか。作業内容をお聞きしたいと思います。 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ナラ枯れの対応の内容なんですけれども、まず木を切って、その木に薬剤を入れて、それを燻蒸といいますか、何かラップみたいなもので包んで対応するような、そういう形になっておりまして、すみません、ちょっと説明が分かりにくくて申し訳ないんですけど、ナラ枯れの被害木自体をまず切り倒すという作業をやって、その後、切り倒した木を細かく玉切りといいまして、裁断すると。それで、それを集めて全体にシートをかぶせて密閉しまして、殺虫剤等で中の虫を殺すと。殺すときはシートでくるんでいますので、外にそういうのが漏れないように対応しながら進めていくような、そういう形になっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きします。委員会資料の8ページの中ほどに道の駅みさき納付金を書いておられますけれども、令和4年度は490万1,000円、高額な納付を頂くようになっておりますが、まず、これは、いつも利益の8%という数字をお聞きしておりますけれども、決算を確認した上での納付ということ、決算書の

確認はされているのかどうか、確認させてください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 そうですね、その点を確認した上で納付いただいております。 谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 ちなみに、売上は何億円ぐらいの数字でしたか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 令和5年度のこちらの歳入でございますけれども、こちらにつきましては、令和3年度の実績を基に計上しております。こちらの金額の積算に当たりましては、まず収入が7億9,500万円程度ございまして、それに対して支出が7億3,300万円程度ございます。それで、差引きが約6,100万円ございまして、その8%ということで490万1,000円という納付がございまして、それに実績に基づきまして、令和5年度の道の駅みさきの納付金を算出しているという形になっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 コロナ禍でありながら、逆にコロナだから売上が上がっているのかなという気 もしないわけではないですが、たくさん納付いただいてありがたいことでござい ます。多くの方にご来店いただいているのかなと。

それと、毎年、私の記憶では200万円、300万円、400万円と階段的に100万円ずつ上がっているというような記憶があるのですが、それはそれで大変ありがたいのですが、逆に土日などはたくさんの方にご来店いただき、最近、平日でもかなり混んでいるような状態のときもあるように私は記憶しているのですが、指定管理者のほうで、逆にもう少し、魚などは特に人気があって、遠方からもお越しいただいているようですが、売り場面積をもう少し広げたりであるとか、そういう業者のほうからのお声はないでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長をおだいまのご質問にお答えいたします。

売り場面積の拡充のお話につきましては、事業者のほうからもそういったご相談は受けております。ただ、道の駅みさきの施設の中で、そういう面積を増やしていくとなると、どこに増やすかとか様々な諸課題もございますので、そういったところをクリアしていく必要があるのかなというところで、ちょっとまだ具体

的にどうしていこうかというところまでお示しできるような状況にはございませんが、ただ、そういったご相談は受けておりますし、事業者としても非常に好調ですので、そういった拡充ができればという思いは持っておるという状況でございます。

# 谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 大変うれしい悲鳴でございますけれども、今回、また駐車場も拡張していただいて、より一層、多くの方がご来店になるのかなと。この5月の連休などはすごいことになるのではないかと思いますが、広げるとしたら、私の私案ですが、あそこの飲食されるところ、あそこへ持っていくしかないのかなというような気がいたしますが、参考で、またその辺も拡張していただいて、ますます売上が上がるようにご検討もいただけたらと、これは要望でございます。

## 谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまの内容について、ちょっと補足説明させていただきます。

店舗売り場面積の混雑につきましては、タウンミーティングの場でもご意見を 頂いたり、事業者からもそういう声が寄せられて、これまで協議を進めてきまし た。そのうえで、地域振興施設が補助金を活用しているものですから、大阪府に ももう少しそういう利用者の声を聞き入れたいんだけどもということで相談に行ったりしております。

おっしゃってくださっている飲食スペースというのは、多目的スペースでございまして、交付金上でいいますと、交付金を頂いている部分になるんです。あそこを拡張するとなると、交付金を返還しないといけないというようなお話もありまして、それは何年たったら返還せんでもいいとかいうのではなくて、経年劣化していきますけども、減耗分も引いて、その部分の返還は必要になってきますということも確認しており、事業者さんにもご説明をさせていただきながら協議を進めてきました。そうすると、町の単独財源の部分、地場産品の売り場になっているところなんですけども、そちら側で何とか工夫していかないといけないわけなんです。そうなってきますと、面積を広げようとしたら限られてくるわけなんですね。外壁を壊して、延ばせるだけ延ばして、それだけの費用を費やして、十分な確保ができるかとかいうお話も事業者さんとさせていただきながら、費用対効果の面でちょっとどうかなというようなお話もあります。

事業者さんとしては、何とか軒下の部分も活用しながら、できるだけ前に出せる商品については出しながら、進めていっていただいていまして、社長も、もう少し利用者の方に満足といいますか、向上するようなことを考えますとは言うてくれているんですけど、なかなかスペース的に難しい面があるというところをご理解いただきたいなというのがあります。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 私も奥野委員と同じ質問をしようと思いまして、用意していたのですけれども、 奥野委員に聞いていただきましたので、それプラス一つ、お伺いいたします。

> 道の駅みさき納付金、それと同じく海釣り公園納付金、今、お手元の資料で、 過去3年間の納付金の推移を資料としてお持ちでしたら、教えていただきたいと 思います。お願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 瀧見委員のご質問にお答えします。

とっとパーク小島から本町への納付金の過去3年の実績でございますけれども、 令和元年度から令和3年度で申し上げますと、まず令和元年度でございますけれ ども、こちらが892万973円となっております。このうち、施設整備負担金 が500万円と利用料金収入が392万円となっています。

続きまして、令和2年度が784万5,827円となっておりまして、施設整備負担金が500万円と、利用料金収入が284万5,000円となっております。

続きまして、令和3年度が837万4,388円になっておりまして、施設整備負担金が500万円と、利用料金収入が337万4,000円と、このようになっております。

谷地委員長 道の駅みさきのほうは。

新保課長。

新保産業観光促進課長 失礼しました。道の駅みさきの過去3年間の実績ということで、まず令和元年度が388万919円、令和2年度が471万9,949円、令和3年度が490万1,000円となっております。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 コロナ禍にもかかわらず、非常に堅調に推移していると思われます。なお一層

のご努力をお願いいたします。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。反保委員。

反保委員 2点お聞きします。5ページの節1の住宅費の補助金、節2の都市計画補助金 の中で、空家対策総合支援事業補助金、除却事業と、資本金整備総合交付金、ブロック塀撤去改修の2点でお聞きいたします。

空家対策、今までも除却事業というのですか、家をつぶしていく、そういうところが結構ございました。そしてまたブロック塀の撤去、事件があってからブロック塀の撤去が進められていくわけですけれど、これ、両方とも私の身近なところでいろいろ取り組んでいるところがございます。これは、空家対策にしても、まだまだこれから続いていくと思うのですけれども、これは1件当たりの除却事業に対しては、375万円とありますが、幾らの補助が出ているのか。そしてまたブロック塀の撤去、これも1件当たり幾らの補助金が発生しているのか、それを少しお聞きしたいと思います。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 反保委員のご質問にお答えいたします。

まず、空家の除却事業の補助金ですが、町のほうから除却に当たって補助をさせていただいているのが1件当たり最大50万円になります。歳入としましての補助金としては、それの半分の25万円という形になります。

それとあと、ブロック塀撤去に対しての補助金としまして、町のほうから事業 者さんのほうに補助をさせていただいていますのが1件当たり15万円で、歳入 としまして、交付金としましてはそれの2分の1の7万5,000円となります。

谷地委員長 反保委員。

反保委員 今の答弁、家の除却事業のほうは1件当たり幾らだったのでしょうか。ちょっと聞こえなかったです。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 申し訳ございません。除却補助につきましては、町のほうから 補助させていただいていますのが1件当たり50万円で、それに当たって歳入と しましては2分の1の25万円となっております。

谷地委員長 反保委員。

反保委員 ブロック塀のほうは15万円ということですか。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 ブロック塀の補助につきましては、1件当たり15万円で、歳 入としましてはそれの2分の1の7万5、000円となっております。

谷地委員長 反保委員。

反保委員 ブロック塀の場合、下に壊れて落ちてしまっている。整理だけはそこのお家の 方が固めて邪魔にならないように積み上げている。そういう後のブロック塀の場 合は、なかなか今度は始末しにくいと思うのですが、そういうのも多少は見てい ただけるようになっているのでしょうか。

佐々木都市整備部副理事 反保委員のご質問にお答えさせていただきます。

ブロック塀の補助につきましては、補助をするに当たって、撤去前の状態を確認させていただく必要があります。それで、危険なブロック塀であれば、対象として補助させていただく形になりますので、つぶれた状況でというところになると、ちょっと補助の対象にならないという形になろうかと思います。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 私から1点だけ、ご答弁をお願いしたいのが、7ページ中ほどに財産収入がご ざいます。当委員会付託分に関しましては産業観光促進課のところでございます が、750万5,000円、内容について、何件分かというのが分かれば、大き なところというのですか、それを教えてほしいと思います。お願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えします。

この土地貸付収入でございますけれども、みさき公園に隣接しておりますコンビニエンスストアの土地の貸付収入となっておりまして、こちらが月額62万5,375円の12か月分ということで750万5,000円を計上しておるというような状況でございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 すみません、1点、聞くのを忘れておりまして。委員会資料6ページの一番初めに資料を求めた総合相談事業の交付金のことで、お聞きし忘れておりました。 これは、府から入ってくるお金ということで予定されている予算額になるわけ ですが、来年度予算の予測というか。これ、財源の規模が、府からは48万1, 000円補助金として入ってくるという見込みで設計されているのですけれども、 例年に比べたら規模が小さくなっているのかなという感じがするのです。コロナ とかもあり、なかなか相談件数が少なかったりというようなことも直近ではあっ たのかなと思っているのですが、それによるものなのか、何か積算根拠が変わっ たとか、そういうことがあるのか、事情があればお聞きしておきたいと思います。 お願いします。

#### 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長中原委員のご質問にお答えいたします。

総合相談事業につきましては積算根拠がございまして、相談件数でありますとか、あと自治体の財政規模に基づく財政割とか、あと基本割とか、いろいろあるんですけれども、先ほど中原委員におっしゃっていただきましたように、相談件数が減っておりまして、それに伴いまして相談割の割合が50%程度ございますので、そういったところで交付金の額もちょっと減少しておるのかなというところで考えております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 すみません、ちょっと私のほうからも質問させていただきたくて、2点、質問がございます。

1点は、委員会資料6ページのため池ハザードマップ作成事業補助金、こちら、 先ほど出口委員のほうからも質問があったかと思うのですけれども、こちらはため池ハザードマップ、これ、去年も予算化されていて、今年度は深日の1か所ということなのですけれども、これは多分、何年かでやる予定のものなのかなというふうに想像しているのですけれども、全部でため池が何個あって、そのうち何個までため池ハザードマップができているのかという部分と、あと、ため池ハザードマップというのは住民さんの防災意識向上というところが目的とおっしゃっていましたけれど、これ、大阪府のホームページ上に公開されているのですね。 今、多分、20何個か自治体が公開されているのですけれども、まだ岬町は公開されていなくて、既に作成されているため池ハザードマップがあるのであれば、これというのは都度都度、公開するものなのか、それとも全部が完成してから公 開する予定のものなのか、そちらの考え方というのを教えていただきたい。こちらが1点。

もう一つが6ページ目の府支出金、項3の委託金の農業委員会交付金59万5, 000円、こちらは昨年度は144万9,000円という金額だったのですけれ ども、大幅に減額されているなというところで、これ、府の交付金なので、その 理由等々が分かるようであれば、回答いただきたいと思います。よろしくお願い します。

# 辻下副委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 まず、1点目のため池ハザードマップのご質問ですけれども、こちらにつきましては、ため池ハザードマップを全体何か所のうち何池というのはちょっと把握できていないですけども、これ、年次的に大阪府と調整しながら進めていっているというところがございまして、これまでなんですけれども、数か所進めています。

まず、深日地区の蛸池でありますとか、あと淡輪地区の西御陵池とか、そういったところを進めてきて、それで来年度、こちらのみろく下池のほうを進めていくというような、そういう状況になっております。

それで、次にため池ハザードマップの公開のところなんですけれども、ちょっと地元の方に対してお配りして活用いただいているというところはあるんですけれども、ただ、幅広く知っていただくというのは、やはり住民の皆様にとっても必要な話かなというふうに私も認識しておりますので、ちょっと公開の状況をまた確認しまして、できる限り皆様に見ていただけるようにできればなというふうに考えておりますので、お願いいたします。

それと、2点目の農業の交付金の件ですけれども、そちらにつきましては、減額している理由というのが、こちらの交付金は農業委員会の報酬に充当しているものになっておりまして、それで令和4年までは農業委員会の報酬といたしまして基本給と能率給、この二つを支給しておったんですけれども、農業委員会のほうでお話がございまして、遊休農地の適正化の取組を進めていく中で、能率給というのを支給しておったんですけれども、これまで何年か能率給を支給してやってきたけども、なかなか実績として思うように上がってこない現状があると。そういった中で、能率給を頂き続けるというのはどうかなというお話がありまして、

それが農業委員会のほうでも議決いただきましたので、令和5年度からは、最適 化交付金というものを使っていたんですけれども、この交付金を使った能率給の 支給を止めましたので、この補助金が減額になっていると、そういう状況になり ます。

辻下副委員長 西部長。

西総務部長 私のほうから少し、ハザードマップの情報の公開の件で補足をさせていただ きたいと考えております。

町のほうでは、今回、デジタル田園都市国家構想事業交付金を活用して、公開型・統合型GISの導入を考えております。この公開型・統合型GISを導入すれば、地図情報の上に、そういうハザードマップ等のレイヤーをかぶせることで、ウェブ上での公開が可能になるということになってまいりまして、このGISが導入されれば、ハザードマップ、それから、こういうため池ハザードマップ、こういうようなのをウェブ上での公開をさせていただいて、住民の方にご覧いただけるようにと考えております。

以上、補足させていただきます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 反保委員のブロック塀の関連質問なのですけれども、実は深日地区で、町道の横にブロック塀が建っていまして、そしてそのブロック塀が斜めに傾いております。それを番線で、庭の松の木で全部しばって、今現在、保っているような状態なのですけれども、これも佐々木課長にも現場の確認もしてもらっています。ところが、個人情報になりますけれども、そのブロック塀を撤去するだけの費用が全くございません。年金生活で、非常に厳しい生活をされているのですけれども、いつ倒れてもおかしくない状態で、町道に住民の方々がたくさん、もちろん車や歩道を歩かれる方もおられますので、何とか費用の捻出なのですけれども、仮に町のほうで一旦、その費用を出していただいて、5年か10年ぐらいの返済期間とか、そういう特別な考え方ができないものですかということを、私も今ずっと2か月前から悩んでおりますけれども、住民さんが被害を被りますと大変なことになりますのでね。そしてまた、崩れてしまうと、町のほうでも撤去作業をしないといけないということになってくるのではないかと思いますが、その辺、どう

いうふうな対応をしたらいいか、お教え願いたいと思います。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

ブロック塀の撤去につきましては、今現状としましては、所有者のほうで撤去 をしていただいて、それに当たって補助させていただいているという状況ではあ ります。

やはりブロック塀、物につきましては個人の所有物でありますので、全て町のほうが撤去しに行くのは難しいところではあるのかなとは思います。ただ、今、委員おっしゃられるように、危険性がある場合もあり得るかもわからないところではありますので、ちょっと今、実情としては補助は出せていない状況ではありますが、どのように対応すべきかというのは考えていかなければいけないのかなとは思いますので、今現在、どうできるというお答えはちょっとしづらいかなとは思います。

#### 谷地委員長 出口委員。

出口委員 佐々木副理事にも現場も見ていただいて、現状もよく把握しておられますし、 それでまた町からの撤去補助金は15万円ということも全部聞かせてもらっています。ただ、町道の横ですので、もし住民さんが倒壊することによって下敷きになったりしたら、非常に住民の方々が被害を被りますのでね。私は、別に町に撤去してほしいというのではないのだけれども、今現在、撤去代金がないので、一旦、町のほうでもそういう撤去代金を肩代わりしていただいて、10年か5年か分かりませんが、その方が返却していくということは考えられませんかということをちょっと相談をさせてもらっていますねんけどな。

#### 谷地委員長 田代町長。

田代町長 今の内容については、担当のほうから説明のあったとおり、規則的にはそういう条件というのがあって、担当課では判断しにくい問題かなと思っております。 担当ともまた現場を見て、またお家の状況も聞いた上で、他に何か良い方法がないか、検討をしてみたいと思いますので、今ここで結論を出すというのは難しいのかなというふうに思っていますので、一応、生活環境とかいろんな状況を把握した上で、また委員のほうにお答えを出させていただきますので、よろしくお願いいたします。 谷地委員長 出口委員。

出口委員 町長、ありがとうございます。もう今、この時間帯でも倒壊する恐れがありま すので、何とか住民さんが被害を被らないようにしたいと思っています。またひ とつ、いろいろ、協力、ご指導をお願いします。ありがとうございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 ほかの委員の皆さんのやり取りを聞いていて、少し聞きたいことが出てきたりしたのですが、今のブロック塀の問題なのですけれども、発生しているのは非常にピンポイントというか、個人的な限られた1点のように聞こえますけれども、似たような状況が町内のどこかに、私たちは知らなかったりとかするようなことで、残っている可能性がある問題ではないかと思うのですね。

それで、今、お聞きしている範囲だと、要するに、要綱等で定めている対象に 当てはまらない、ブロック塀の撤去補助金を支出する対象に当てはまらないとい う状況なのかなというふうに聞いていました。

それで、町長からもお言葉があったとおり、何か打てる対策はないかということがありましたので、そこに期待をしたいと思いますけれども、制度上のことで柔軟な運用ができたり、あとは制度に少しゆとりを持たせるといいますか、そういうことで対応するということも考えたらどうかということを、この制度については、私も過去に提案もしてきたところでありますので、もし崩れたら、それでけが人が出たら、もちろん被害そのものが大変なことなのだけれど、そうなったら管理者の責任になるわけですよね。それなら、ブロック塀を直すお金も今ないですと言っている人が治療費まで出さないといけないということになってきますから、ぜひお困りの方に何らかの温かい対応をしていただきたいと私も聞いていて思いました。

それで、私、お聞きしたくなったのは、さきほどの農業委員会の交付金のことなのです。歳出のところで聞こうかと思っていたのだけれど、報酬に2種類あって、基本給と能率給というのがあり、それが合わさった形で支出をされるということになる。その報酬の一部に充当するということで、ここは歳入に上がっているわけですね。

それで、私も支出も見て、減額されているから、どうしてかなと思っていたのだけれど、その理由がそういうことだと、先ほどの答弁を聞いて、個人的には驚

きをもって聞きました。

これは、委員からの申出によるものなのか、町からの提案によるものなのか。 さきほどの答弁だと、委員さんからの申出なのかなというように思ったのですが、 念のために確認をさせていただきたいと思います。

それから、ため池ハザードマップのところで、公開に関わり、西部長から統合型GISの話が出ました。それで、統合型GISというシステムを来年度以降、導入していこうということで予算化されているわけですが、それをしないと公開ができないのかということが一つと、それから委員長が先ほどお聞きしたのは、大阪府のホームページに公開されていないということを見つけられて、大阪府のホームページに岬町の情報も公開するべきではないのかという質問であったと思うのですけれども、それは別に統合型GISというのを導入しなくても、体裁とか整える必要があるのか分かりませんが、公開は、準備できれば府のホームページにぺたっと貼ってもらうということができるのではないのかと思ったのですが、そこら辺りはいかがでしょうか。

## 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 1点目のご質問にお答えします。

こちらの能率給の廃止につきましては、農業委員会の委員さんからのお話がありまして、それに基づいて議決をして決めたという形になります。

#### 谷地委員長 西部長。

西総務部長 私のほうは、公開型GISを導入するに当たって、こういうメリットがあるということでご紹介をさせていただいたところなんですけども、公開型・統合型GISの特徴というのは、レイヤーという、それぞれ課題を載せた情報を重ねて表示することができることになります。ですので、今ある地形図の上にハザードマップ、それからため池ハザードマップ、例えば避難所、それから主要な公共施設、こういうようなのを重ねていろいろ情報を載せていくことができることによって、いろんな視点で見えてくるものがあるという利点がありますので、今おっしゃられている大阪府の公開というのは、すみません、どういうのがちょっと公開されているのか確認できていないんですけども、恐らくため池ハザードマップというものだけした載せていないかなと思うんですけども、それ以外の情報も重ねて見れることによって、いろいろな防災対策等もできるというメリットがある

ということで、ご理解いただければなと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 1点目の農業委員会の報酬に関わって、もう少しお尋ねします。

事情は分かりました。それで、廃止をするということですが、これは一時的なものなのか。この支出は、報酬については決まりごとに基づいているわけだけれど、その決まりごとを書いてある大元をいじる必要があるのかどうか、その辺りはどうでしたでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

この能率給なんですけども、町の非常勤の報酬等の条例で基本給と能率給が定められておったかと思うんですけども、それで、能率給については支給することができるような形で定められておりまして、これまで平成30年から能率給を、こういう最適化の取組をやるということで、プラスアルファとして、最適化交付金を活用して支給させていただいていたというのが現状でございまして、令和5年度からこちらのほうを廃止するという形になりますので、基本給はもともとのとおりお支払いして、能率給は一旦、現時点では廃止して、今後、委員さんのほうからどういうお話になるか分かりませんけど、一旦廃止して、またそういう取組をやって能率給をもらおうよというお話がもし出てきたら、また支給する可能性というのはあるかと思いますけども、一旦は能率給の支給は取り止めるというような形で考えておりますので、よろしくお願いします。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事
ちょっと今の件について補足させていただきます。

農業委員会の交付金の、先ほどの基本給と能率給と言っていますけども、基本 給というのは、農業委員会の職務の中で、3条申請、4条申請、5条申請と言わ れている農地の転用とか農地の権利移転とかの業務に対する交付金になっていま す。

能率給というのは集積化ということで、農業委員会の法律が改正されて、農業 委員の仕事に遊休農地の解消や農地がまばらになっているところを集積するとい うような業務が加えられたわけですね。それによって、条例改正をして、農業委 員さんに能率給というのも国に申請して、その交付金によって委員さんの報酬を お出しさせていただいていたんです。この能率給の交付基準に活動実績と成果実績の基準がありまして、活動実績分しかもらえていなかったんです。結局、集積とかの実績を上げるのが難しいわけなんですね。農業委員さんは、各地で活動していただきながら、遊休地を減らそう、何か集積できるところがないかという活動はしてくれているんですけども、その分の報酬は頂いていたわけですね。交付金として頂いて、報酬として出していたんですけども、平成30年からやってきていて、なかなか実績が上げられないと。このまま活動はするけど、なかなか難しさがあるねと。担当と相談しながら、上部団体である農業会議等の意見も聞きながら、これからも活動はしていくんですけども、なかなか実績が上げられないので、交付金を頂くのはちょっと遠慮といいますか、何年かたっても成果がなかなか顕著にできないというところで、今回、話し合われて、交付金の申請は止めとこうということになったというのが経緯でございます。

ため池ハザードマップも、東日本大震災や何かで、全国のため池が決壊したことによって大災害といいますか、被害が出たことによって、この考え方がより進んで、作っていきましょうとなってきたのがため池ハザードマップで、国から補助金も頂きながらやっていっているんですけども、先ほどのご質問で、平成30年の7月豪雨というのはまだ記憶に新しいと思うんですけども、そのときにため池の再選定調査というのがやられていまして、平成31年の4月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律というのが制定されておるんです。

そういう中で、ため池の数としましてはそのときの再選定調査をされて127となっていて、そのうち防災重点ため池というのに選定されているのが86か所ということになっていまして、その防災重点ため池、非常に危険とか、A、B、Cランクがあり、Aランクから順番に作っていっているのが、ため池ハザードマップの対象池になっているわけなんです。それをやっていって、今後の予定としては、全部を一度にはできませんので、順次やっていくわけですけども、みろく下池が来年度の候補池として上がっていると。

そのほかにも、別所の上池、下池とか比較的大きな池がありますので、そういうところをハザードマップを備え付けて、その周辺の住民さんの防災意識の向上を図っていきたいというものになっていまして、先ほどの公表の話ですけども、 平成31年の4月に制定された法律の中で、都道府県の中によるため池のデータ ベースの整備公表というのがあり、ご指摘をいただいていますので、再度チェックして、大阪府で載せていただけるものなのか、我々が載せるべきものなのかというのを精査して、至急対応させていきたいと思います。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 1点だけ、いいですか。

辻下副委員長 谷地委員長。

谷地委員長 先ほどの皆様のご質問で、私もちょっと追加で確認させていただきたいのが、 先ほど中原委員のほうから農業委員会の能率給、これ、廃止するのかみたいなお 話があったかと思うのですけれども、新保課長のほうから廃止するという回答が あったかと思うのですが、能率給の収入に関しては、こういった条例で非常勤の 職員の報酬及び費用弁償に関する条例、ここで定められていると思っていて、そ ういった条例改正で廃止するのではなくて、あくまでも能率給の申請をしないと いうことですよね。

辻下副委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 谷地委員ご指摘のとおり、支給をしないということで、能率給自体が廃止されるというんじゃなくて、すみません、説明がちょっと分かりにくくて申し訳ないんですけど、支給をしないという、そういう形でご理解をお願いします。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長それでは、質疑なしと認めます。

これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

ちょっと時間が微妙なところですけれども、12時は回っていないので、続い て歳出のほうに入りたいと思います。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、総務費に入ります。

予算書74ページから75ページ、目10デジタル田園都市国家構想交付金事業費のうち、節12委託費(建築課分、土木下水道課分)に係るものをご覧くだ

さい。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の74、75ページの該当箇所の中で、新しい分野ですので、改めてお 尋ねします。

統合型GIS導入業務委託料、それから統合型GISシステム保守業務委託料というのが建築課のところで計上されています。この統合型GISのご説明をまず頂きたいと思いますが、何かさきほど、ちょうど西部長がうまく答えてくれたようなのがそれかなと思いながら聞いていたのですが、改めてお聞きするのと、それから統合型GISという仕組みは、いくつか導入の目的とか統合対象というものを選定するというか、決めた上で導入をするという決まりになっているようなのですが、その辺りについても計画の中身をお聞きしたいと思います。お願いします。

谷地委員長 西部長。

西総務部長 私のほうから少し、今回のデジタル田園都市国家構想と併せてご説明をさせていただきたいと考えております。

政府のほうは、持続可能な経済社会の基盤方針として、デジタル実装を通じて、 地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残さずに全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという方針を掲げておりまして、この デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解 決、魅力の向上を実現し、地方活性化を加速することを目的とした事業となって おります。

このデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、デジタル田園都市国家構想の実現、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力を向上させるための自治体の取組を国が支援するということで、国は、デジタルを活用して地域の課題解決に取り組む自治体の数を2024年度末までに1,000団体に展開する計画を行っております。この事業の導入によりまして、国費が補助率2分の1の事業採択を受けることができるとなっております。

本町では、このデジタル田園都市国家構想交付金を最大限活かして、デジタル 化に向けた取組を進めるということで、先日の一般質問でお答えさせていただき ましたコンビニ交付サービスと併せまして、今回、公開型・統合型G I Sの導入 というのを検討したところでございます。

ご質問いただきましたGISのシステムにつきましては、各担当が所有しておりますデータ、これをデジタル化しまして、共通の地図データで共有することによって、そのデータをウェブ上で公開して、住民の皆様がいつでもどこでも情報を得ることができるようにするというものでございます。

先ほど説明させていただきました、例えば防災マップ、これの情報をこのG I Sに載せることによりまして、住民の方が地形図データを自由に縮小・拡大することもできるようになりまして、自分の家がどういうふうな災害の危険性にあるのかとか、また防災項目ごとに個別に表示、重ねて表すことで地域の特性や取組を計画する参考とすることができるようになります。また、避難所等と併せることで、安全な避難ルートの確認ということも可能となってまいります。

今回、建築課のほうで上げているのは、そのシステムを入れる費用、それとデジタル田園都市国家構想では3年間の維持保守の費用も見ていただけることになっておりますので、今年度から3年度分の維持保守費を計上させていただいております。

併せまして、今回のGISの導入に合わせて、地形図が全然更新されておりませんので、地形図の更新作業、それから土木下水道課が持っている道路台帳、これも更新が遅れておりますので、併せて更新作業、法定外公共物につきましても同じく更新作業をさせていただき、これらをデータ化しまして、レイヤーと呼ばれるシートに載せることで、地図を重ねて見ることができるようにするという内容が大まかな内容となっております。

#### 谷地委員長 中原委員。

中原委員 説明の中で、共有の地図データを統合するというご説明がありました。これは、 この委員会では、審査の対象は事業委員会に関わることということになりますが、 今の説明だと、庁内で持っている全ての地図データを統合するというふうに考え ていいのでしょうか。

それから、政府の言い分は、統合型GISというのを地方自治体で使用することによって、いくつかメリットがあるのだというようにおっしゃっているわけなのですね。一つは、先ほど西部長がおっしゃったように、いろんな情報を住民の

皆さんがネットを活用して確認ができるということで、それは利便性にかなうし、 そういう意味では一つの住民サービスの向上にもなるのかなというふうに聞いて おりました。

それで、メリットの中に、行政業務の効率化ということとか、あと重複コストの軽減ということが挙げられていたのです。岬町では、実際にそういうことになっていくのかなという具体論なのですけれどね。

私は、職員の皆さんの数が少ないと思っています。いろんな住民サービスを実施していくに当たってね。少ない中で、非常に苦労しながら、また努力も重ねているんな行政実務を行っていただいていると思っているので、デジタルの関連は、よく効率化だということをおっしゃるのですけれども、それが岬町では、今回の統合型GISを導入することによって、効率化が実現できるのか、それは具体的にはどういうことなのか、教えてほしいと思うのが一つ。

重複コストの軽減ということも先ほど申し上げましたが、岬町では具体的にど のような財政面での効果があるのかというのをお聞きしたいと思います。

それと、もう一つ、西部長の答弁の中で、地域の課題解決というふうにおっしゃいました。これは、岬町においては、具体的にどういう課題のことを指しておられるのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

#### 谷地委員長 西部長。

西総務部長 公開型GISの導入に当たりましては、いろいろな仕組みを今後構築してい くことができると考えております。

今回の予算の中では、今、考えているのは基盤図、まず地図データを正確なものにするということがございます。それを基にすることによって、いろいろな行政計画というのは進んでいくというのが基本である考えております。

あと、今回、載せる中では都市計画の情報、これを載せていくように考えております。それとハザードマップ関係、そして公共施設の状況、こういうようなのをまずは載せていきたいなと。将来的には、例えばバスの路線とか、いろいろな各課が持っている情報をデジタル化、データ化することによってかぶせていくことができるということになりますので、一気にそこまでいくのはなかなか難しいんですけども、徐々にそういうふうな業務を広げていけることができるのではないかなと。

事務の効率化ということになりますと、例えば今、我々が何かの業務をするときに、原課の方へいちいち調べに行かないといけないということがありますけども、ウェブ上でそういう情報をすぐに入手することができるというのは一つメリットかなと考えております。

それと、いろいろな情報を重ねることによって見えてくる課題というのもございますので、それはいろいろな計画を作る上での具体的なベースになってくると考えております。

それから、コストの軽減ということになってまいりますと、例えば、これも将来的な話にはなってまいりますけども、今現在、税務課のほうでも航空写真を撮ったり、データで地図を作ったりしています。それは今、建築課で持っている地図のデータとリンクしていないという、二度手間になっているというところもございますので、それをデジタル化することによって統合することも可能になってまいります。そういうふうなコストもある程度、削減できるのではないかなと。

それから、地域の課題ということになりますと、一番分かりやすいのが先ほどのハザードマップ、災害への対応かなと考えています。例えば、地図データの中に障害者、それから災害支援を受ける方、そういう情報を載せることで、それは公開しませんけども、内部で持つことによって、災害時にどのような対応をしたらいいのか、一目で確認することができるというようなことも可能になってくるかなと思います。

まだまだ可能性の話ですので、予算との絡みもありますけども、いろいろな情報を重ね合わせることで見えてくるというものがGISの特徴かなと。統合型というのは、そういうふうに役場の中でいろいろ作業をする考え方で、一方で、公開型ということで、住民の方に個人情報とか行政の情報で支障のない情報については、公開することによって、住民の方もまたそれを活用することでいろいろなものが見えてくる、また事業が展開できるというのは利点になるのではないかなと思います。

### 谷地委員長 中原委員。

中原委員 もう少しお尋ねするのですが、今、お答えいただく中で、建築課と土木下水道 課に関わって、この統合型GISの交付金、補助金、どちらなのか。とにかく国 からのお金を使ってしようとしていることの紹介がありました。 道路台帳電子化業務委託料、これについても同じような、国からのお金を当て 込むというデジタル化の一つということになるのでしょうか。

それから、この委託料、道路台帳電子化業務とは何でしょう。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

道路台帳電子化業務委託料の内容ですけども、今、土木下水道課のほうでは、 紙ベースの道路台帳が備えられております。ただし、これは原図等から印刷して いるものでありまして、原図というのを修正する人員も技術者もいてないという ことで、早急にデータ化する必要がございました。それと、平成24年を最後に 更新して、そこから道路台帳の更新もなされていない状況でありましたので、今 回、デジタル田園都市国家構想のほうでデジタル化するという内容でございます。

谷地委員長 すみません、一旦、お諮りだけしたいのですけれども、もうすぐ12時、お昼を回りそうなのですけれども、このままとりあえず総務費のところだけ継続で進めるのか、それとも一旦、ここでお昼をとるのかというところでお諮りしたいと思います。どうしましょうか。

中原委員、まだ結構、ご質問が多い感じですか。この分野に関しては。 中原委員 そんなに多くないと思うけど、もう少しだけ聞きたいことがあります。

谷地委員長 私も統合型GIS、すごい行政の業務に大きく変化を及ぼすものなので、私 も質問事項があるので、どうしましょうか。では、一旦休憩という形でよろしい でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長 それでは、一旦、お昼休憩に入りたいと思います。 それでは、再開は13時からといたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

谷地委員長 それでは、会議を再開します。

午前中の総務費の部分に引き続いて、質疑ございませんか。 中原委員。

中原委員 午前中、いろいろお聞かせいただきまして、もう一つ、統合型G I Sの導入に 関わってお尋ねします。

デジタル人材が必要になってくるということで、これは、全国どこの自治体も デジタル人材の確保に非常に青ざめているというか、ご苦労されているというこ とを以前からお聞きしていたのですが、岬町での実態はどうなのか。

それから、この新しいシステムですね、これは例えば、私はデジタルがどちらかというと不得意なのです。こんな私でも、そのシステムを導入して、一定の勉強をすれば活用ができるのか、その辺り、どうなのでしょうか。

事務の面ですね。今あるものを一定の基準に従ってはめ込むというか、アップロードするというようなことになるのかと思うのですけれども、そういうことは、今おられる職員の皆さんでなさるのか、デジタル人材の活用ということで、新たに雇用された方にそこで活躍していただくということになるのか、その辺りについてお聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 デジタル人材の登用につきましては、令和5年度4月1日付採 用の職員におきまして、専属の職員ということで、ある程度、デジタルに詳しい 資格を持った職員の採用を既に決定しております。

谷地委員長 西部長。

西総務部長 操作性という面でのご質問であったかと思うんですけども、まず一般の方は 公開型の画面で簡単に画面操作ができるようなものを考えております。

それから、データの更新ということになってくるんですけども、できるだけ職員でできるようなものを導入したいなと考えておりますが、やはりちょっといろいろ高度なものになってくると、業者の方に協力していただくというものも出てくるかなと。例えば、ハザードマップとかを作るときには、業者に発注しますので、そのときにそういう仕様のレイヤーも一緒に納品に入れていただくということで更新をかけていくとか、そういうふうなやり方もあるかなと考えております。

谷地委員長ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長すみません、そうしましたら私が。

辻下副委員長 谷地委員長。

谷地委員 私も統合型GISの部分について、いくつか質問のほうをさせていただきたい と思います。 まず、統合型GISというところなのですけれども、全国の市区町村の6割ぐらいが導入しているようなものというところで、こういった行政の地図情報等々を使う業務においてはすごく効果の高いものというふうに認識しています。

その中で、今回、いくつかデータの更新等々を、アナログデータであったところをデジタル化していくというところも予算化されていると思うのですけれども、今あるデータのデジタル化というところは、今年度で全て完了する予定なのか、それとも来年度以降等々もやはりデジタル化というところが必要になってくるのかというところが1点と、あとはもう一つ、このGISソフトって、統合型GISといっても、やはりいくつかシステムとして種類があるのですけれども、その中で、具体的にどういった統合型GISシステムというところを導入する予定になっているのか。ArcGISとかいろいろあるのですけれども、その辺が決まっているのであれば教えていただきたいです。

## 辻下副委員長 西部長。

西総務部長 1点目のデジタル化するデータということでございますけども、今回、予算の関係もありますので、基本となるデータについてはデジタル化に取り組んでおります。

あと、いろいろなデータが出てくると思うんですけども、そういうようなのは、 例えば委託業務の中でそういうデジタルのレイヤーを作っていただくとかいうこ とで、さらに情報を増やしていくとともに、先ほど中原委員からもご質問があり ましたけども、例えば職員でできるものについては、職員でデータを作っていく、 レイヤーを作っていくという形で情報は増やしていきたいと考えております。

それから、2点目の具体的なシステムということになってくるんですけども、 これにつきましては、競争型のプロポーザルを導入することで、各社からいろい ろ提案をいただいて、本町に合う、また金額に見合うものを導入していきたいと 考えております。

### 辻下副委員長 谷地委員長。

谷地委員 どういったシステムを導入するかという話で、先ほどの回答によると、システムの種類も含め、公募して決めるというところかと思うのですね。

国土交通省のほうからは、ある程度、導入実績の割合というところが出ているので、その辺も加味してかなとは思うのですけれども、あと、GISソフトのシ

ステムはすごい特殊なシステムというふうに認識していて、実際、私も使ったことがあるのですけれども、その後、デジタル人材と言いつつも、すごくやはり技術って多種多様にあるのですけれども、GISの操作性等々に関しては、やはり国からいろんな研修だとか、そういったサポートとかも受けられる形になっているのか。多分、自力でとなるとなかなか難しいのかなと思っているので、その辺はどういった形なのですかね。

辻下副委員長 西部長。

西総務部長 システムの導入に当たっては、当然、そこの導入費用の中には、職員の研修 費用も含めたものになると考えておりますので、業者のほうに、単年度ではなく て、複数年度にわたって指導いただくような形を考えております。

谷地委員長それでは、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

これで総務費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

予算書116ページ、117ページ、目3環境衛生費の節18負担金、補助及 び交付金(土木下水道課分)に係るものをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書117ページの一番下の土木下水道課の合併処理浄化槽設置補助金についてお尋ねします。

来年度の計画は、計画といいますか、予想は、何人槽を何基というふうにお考えか、お聞きしたいということと、それから、この予算は大体、ずっと同じ金額で毎年、予算書に載っているというように思って見ているのですが、ニーズがどんなものなのか。

毎年安定して一定の需要があるように思うのですね。だけれど、岬町としては、 予算の範囲内しかできないので、この枠をもしかしてニーズが高いのであればで すよ。環境もよくなるということにもつながっていきますし、ニーズが高いとい うことであれば、予算の規模を増やすということも考えたほうがいいのかなと思 ったりもするのですが、その辺りの実態はどうなのか私よく分かりませんので、 教えていただけたらと思います。お願いします。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 まず、1点目のお答えをさせていただきます。

人槽の計画ですが、5人槽が2基、あと7人槽が3基、合計190万6,00 0円というのを計上しております。

2点目の実績ですが、まず、令和3年度につきましては、国の補助金が49万 8,000円、府の補助金としまして38万6,000円、町の持ち出しとして は27万6,000円の116万円となっております。

令和4年度の予定としましては、5人槽が1基、7人槽が1基となっております。

浄化槽の計画につきましては、平成30年から令和4年度までの5年間を全体 計画で953万円見ておりまして、そのうちで実績に応じて交付していくもので ございます。

今年度、令和4年度につきましては最終年度になりますので、そこで調整する ものです。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 最終年度とおっしゃったのですが、この制度がなくなってしまうのですか。 谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 現在のところ、なくなるということは聞いておりません。 谷地委員長 中原委員。

中原委員 ニーズのほうはどうでしょうね。需要ですね。この補助金があることで、合併 処理浄化槽の設置に替えるというかね。そうしたい人がたくさんいるのかどうな のか、そこらがちょっとよく分からないのですけれども、もし分かれば教えてく ださい。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 現在のところ、予算の中で補助金が足らないということはございませんでしたので、これで十分足りると考えております。

谷地委員長 奥部長。

奥都市整備部長 少し補足させていただきます。

令和2年ごろに浄化槽の補助金で補正を、させてもらったことはあります。そ

れについては、そのときのニーズに合わさせ、補正のタイミングとか合うたとき に、今後も上げさせていただこうかなとは思ってます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。これまで申請が多くて、それで予算が足りないというときについては増額の補正を行ってきたということで、今の奥部長の答弁でありますと、今後も、それは、すごくたくさん申請があれば、また別でしょうけれど、できるだけ予算規模を増やして対応していくということが示されましたので、また需要がまあまあコンスタントにあるものなのだなと思ってお聞きしたのですけれど。

ちょっと私が気になったのはね。この事業は、やはり環境衛生面で進めていく 必要があるというものでありますから、できるだけ進めていったほうがいいのだ ろうというふうには思っているのですけれども、それで、そこに予算の壁という ものがあるのであったら見直す必要あるのかなというように思い、今回参考まで に聞かせていただきました。

また今後も必要に応じて増額等、また、補助金の上限ですね。一般的には大体、 市町村によって補助金の上限は定められていて違いがありますけれども、その上 限を引き上げるとかね。そういうことがもしできるのであれば利用者や住民の方、 その設置をされる方にとってはプラスになる、ありがたいことということになり ますので、そういうことも含めてご検討いただきながら、利用したいのに利用で きないということにならないように、また今年度も引き続き進めていただきたい と思います。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長これで、衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産業費に入ります。

予算書128ページから135ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 131ページの節18負担金、補助及び交付金の一番下の枠で、新規就農者育成総合対策事業補助金、まず、この対策事業の内容はどういうものなのか。そして、1件当たりどれぐらいの補助額なのか、件数も何件の件数を予算化されてい

るのか、お教えください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長ご質問にお答えします。

この新規就農者育成支援総合対策事業補助金ですけれども、国が推進いたします新規就農者対策事業の一つで、成年、これは収納時に49歳以下という方になるんですけれども、こういった方の新規就農の経営開始資金といたしまして、補助金を交付する事業となっております。

こちらの金額といたしましては、1件、年間最大で150万円となっておりまして、最長3年間の補助が受けられるとなっております。

こちらの補助金の補助率については、10分の10となっています。

それで今回、予算額といたしまして150万円を計上しておりまして、こちらについては、対象者数は1件というふうになっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 予算枠が1件だということですけれども、もう既にそういう方が出てこられて いるということですかね。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 今、奥野委員のほうから少しありましたけれども、実は、こちら につきましては対象となられる方がお一人いらっしゃいまして、それで一定手続 のめどが立ちましたので、今回、予算要求させていただいているところでございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 個人情報になるのか、ちなみに、どういう内容のものであるかは、お教えいた だくことはできるのですかね。それは、できない、できる。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 お名前とかその辺は差し控えさせていただいて、可能な範囲でお答えさせていただきますと、こちらの方、町内で就農予定になっておりまして、 栽培する作物といたしましては、トウモロコシとか、キャベツとかタマネギ、こういったものを栽培していただくというふうに聞いております。

> 作る作物については、JAとかそういったところから助言受けて、やっていく というふうに聞いております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今、作物をお聞きしましたが、この方は町内の農家さんではなくて、町外の方で、こちらへ、それを専門でされるために来られるというように理解しておけばいいのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 もともと町外にお住まいで、今回これをきっかけにして、町内に 移住されたというふうに聞いております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 となりますと当然、これから農業委員会なりでご審議願うということになって くるのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらにつきましては、農業委員会のほうに意見照会が先日ございまして、委員会のほうでもご意見を聞く機会を設けたという、そういう状況になっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 ということはもう先、農業委員会のほうでご意見を賜っているということで、 大分進んでいるわけですね。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 それと、すみません。ちょっと農林水産業費になりまして、1件 ちょっと午前中にご質問を頂きました、ため池ハザードマップの公開の件で、ちょっとお答えさせていただければと思いまして、よろしいでしょうか。

午前中、谷地委員長のほうから、ため池ハザードマップの公開のほう、町のほうの部分がなされていないというご指摘受けまして、ちょっと確認しましたところ、大阪府のほうにはまだアップされてなかったという状況でしたので、今、担当のほうでですね、大阪府に確認して、リンクを貼り付けて、掲載できるように手続を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 これは135ページですね。12の委託料、その中で森林環境譲与税に絡んでの森林区分調査業務委託料302万7,000円。これは書いているとおり、調

査するということになろうかと思いますが、その内容をもう一度お願いします。 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

この森林区分調査業務委託料につきましては、市町村が管理の行き届かない森 林の所有者から委託を受けて、間伐等の森林整備等を行う森林経営管理制度の一 環として、森林環境譲与税を活用して実施するものとなっております。

この経営管理の対象となる森林を抽出するためにですね。町内全体の森林の状況を調査し把握するために、この森林区分調査というのを行いまして、この調査 結果に基づきまして、町内の森林の状況を記載したゾーニング図というものを今 年度作成してまいりたいと考えております。

## 谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今回、これで、ゾーニングで調査しているということですが、その後、町内には、そんなに山に入って、いろいろ山の手入れができるような方も人材的には少ないかと思うのですけれども、やはりそういう町内で、町内育成というか人材を、その辺はどのようにお考えでしょうか。

### 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員ご指摘のとおりでですね。町内におきましては、現在、

森林経営ができる人材というのがですね。もうほとんどいてないというか、ゼロという状況がございます。ただ、本町のほうですが、森林が町域の7割以上を占めていますので、非常に森林の多いエリアになってます。そういった中で、森林環境譲与税の使途といたしましては、人材育成にも使っていけるというようなところもございますので、私どもといたしましては、関係団体であります岬町林業活性化推進協議会とか、そういったところにもご意見聞きながらですね。何かそういう人材育成につながるようなこともですね、検討できればというふうには思っておりますけれども、そういう状況になっております。

## 谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今後ですね、やはりそういう町内で、そういう方をどんどん育成していただい て、山の手入れがどんどんできるように願っております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員 予算書の130、131ページの目2農業総務費、節12委託料の農地地番図

データ出力業務委託料というものがありますが、これはどういった事業なのか、 教えていただきたいと思います。これもあれですか。統合型GISと関係がある のかどうなのかも含めて教えてください。

それから、その下の節18負担金、補助及び交付金の中で、下から2番目、農作物特産品化支援事業補助金が来年度も予定されているようでありまして、今年度の実績等について、この場でお聞きしておきたいと思います。

実績については、交付を受けた団体の数や活動内容、また、その成果等についてお示しいただきたいと思います。お願いします。

# 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 まず1点目のご質問の農地地番図のデータ出力なんですけれども、こちらのほうは農地パトロール、農地の利用状況を調査するための農地パトロールで使用いたしますタブレット端末の件ですね。以前、補正予算で計上させていただいていましたけれども、そのタブレット端末でその地図を見るために、必要な地図情報を、その農地サポートシステムというシステムに取り込む必要があるんですけれども、そのために町の既存の地図情報を出力するという、そういう業務になっております。

それの、この町の地図情報を農地サポートシステムのほうにインストールして、 それを使ってタブレットで農地の情報を見てもらうというようなそういったこと をするために、この業務を実施するという形になっております。

あと2点目なんですけれども、特産品化の支援事業なんですが、今年度実績と いたしまして3件ございます。

内容といたしましては、まず1件目がですね、タマネギの生産・販売、これがまず1件。それと、2件目が野菜の生産とあと、その収穫した野菜を使った特産品の開発ということで、これはソースを作りたいと。野菜を使ったソースを作りたいというふうに聞いていました。そういった開発を生産と併せてやっているというのが2件目です。3件目は、ブルーベリーの生産ということで、申請のほうをいただいておりまして、皆さん、事業に取り組んでおられまして、タマネギでありましたら今現在、販売されておりますし、2件目の野菜のほうでありますと、試作をしておるというふうに聞いておりますし、ブルーベリーのほうは、生産のほうを進めておるというふうに聞いております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えいただいた農地地番図データ出力業務委託料ですが、これはご 説明のあったとおり、農地パトロールにタブレット端末を使うということで、せ んだって補正予算で確認をしたというか可決されたものと、そのときはタブレッ トそのものだったと思うのですが、これは、そのタブレットの購入のときに、こ れを同時にということはお考えにならなかったのか、何か事情があったのでしょ うか。

それからもう一点ですが、今年度3件ということで、いろんな種類の耕作をしていただいて、この補助金の事業を活用されているのだなということはよく分かりました。

それで、この補助金事業は、継続性が大事だと思うのです。あと、ふるさと納税の返礼品などにもしてもらいたいということで、補助金の事業を進めているわけで、二つ目に、これ二つ目の特産品化という、野菜を使ったソースというのは、それは、ふるさと納税の返礼品にしようということでされているということなのかな。その辺りをお聞きしたいのと、それから、なかなか、この事業は2021年度から始めておられますけれども、やはりずっと継続して、この補助金を受けられなくなるのだけれど、継続したらね。だけれど、続けてほしいという思いが岬町としてはあっての補助金なわけですよね。だけれど、そこがなかなかうまくいっていないというのが実情ではないかなと私は見ているのですが、その辺り何というか、工夫や努力、何かできることがないのかなと思っているのですが、担当課としてはいかがお考えか、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長
中原委員のご質問にお答えします。

まず1点目のご質問ですけれども、これタブレットと分けた理由というのはですね。タブレットの補助が令和4年度中にちょっと、補助金の申請年度が令和4年度中ということになってましたので、そちらにつきましては令和4年度の補正で対応させていただきました。こちらについては単費で対応ということなので、当初予算で上げさせていただいているというところです。

それと2点目の特産品化の補助金のところで、まず継続性のお話があったかと 思うんですけれども、こちらのほう私どもも、農産物の特産品化を目指すのであ れば一定期間ですね、継続して補助を行う必要があると考えております。そのため実際、このタマネギの生産・販売やっているところにつきましては、これ2年 目。去年も補助を受けた団体さんが取り組んでいるところでございます。

それで2件目に説明させていただきました、野菜の生産とかソースの製造をやっているところの方に、ちょっと僕もお話聞いたりすること多いんですけれども、そちらの方につきましても、やはり継続して取り組んでいきたいと。それで岬町が、自分たちが作ったものでPRできたらという思いもお持ちいただいていますので、私どもとしても、継続して取り組んでいただくことで何とか町の農産物、こういったもので特産品ができたらなというふうに思っていますので、こちらについては申請者の方が継続して実施したいというのであれば、その点は酌んでですね、進めていきたいなというふうに考えております。

それで、今お話しさせていただいた、そのソースにつきましては、もちろんふるさと納税の謝礼品とか、完成しましたらですけれども、それ、ちょっと今年度になるか、来年度にかかってしまうか分かりませんけど、そういったものが成果品等出てきたら、ふるさと納税の特産品として活用できればなという思いは持っていただいて、進めていただいているという状況です。

#### 谷地委員長 中原委員。

中原委員 この農産物特産品化支援事業補助金というのは、繰り返し繰り返し申請して、 採用されればもう何年でも、これは使えるということですかね。

それから、過去にこの補助事業を活用して、ニンニクだったのかな。返礼品に 登録されているところがありますけれども、そこは、もうこの補助事業は活用せ ずに、継続して事業を続けておられるということですかね。何か成功事例などが あれば、お聞きしたいと思います。

## 谷地委員長新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらのほう継続性の問題ありまして、やはり補助金ですから、 それが恒常的にですね。もうずっとそれを使いながらという形になってしまうの は、なかなか難しいかもしれませんけれども、やっぱり一定その事業化するまで、 その助走期間といいますか、資金繰りとかもやはりしんどい部分というのもある かと思いますので、そこら辺はケース・バイ・ケースで、私どものほうで内容を 確認させていただきながら、継続できる限り継続していっていただくような形で 進めていければなというふうに考えております。

昨年ありましたニンニクの件につきましては、たしか、ふるさと納税の謝礼品 にも登録していただいていたと記憶しておりますし、一定ですね。事業のほうを 進めていっていただいているというふうに認識しております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうしましたら、これは何回も申請をしても、差し障りはないという理解でよ ろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

谷地委員長 ほかに質疑。

竹原委員。

竹原委員 農林水産業費のところで2点、お願いします。

133ページ、一番下ですね。委託料の中で、近畿自然歩道清掃委託料55万円、そして、その次のページ、135ページ、林業水産業振興費の、これも一番下のほうで、近畿自然歩道等危険木伐採工事83万5,000円、このように山の道について整備してくれるのかと思っておりますが、場所などが分かっていたら教えてほしいと思います。お願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長ご質問にお答えします。

この近畿自然歩道の、まず1点目の清掃のほうなんですけれども、こちらにつきましては毎年やっているもので、飯盛山付近の清掃であります。飯森山付近とか、あと孝子から横手地区、あと横手地区から県境、こういった町内の近畿自然歩道の主要な箇所の清掃とか草刈りをやるものになっております。

大体これ距離にいたしまして、トータルで4キロ弱ぐらい、清掃とか草刈りを やっておると、そういったものになっております。

それで、この近畿自然歩道のやつにつきましては、大阪府から委託金もらって、 それでやっていると。

それで次に、近畿自然歩道の危険木の伐採ですけれども、こちらにつきまして は森林環境譲与税を活用しまして、継続的にやっているものでございまして、孝 子からずっと、高仙寺のところからですね。飯盛山のほうに向けて登山道ござい ますので、そこの登山道の周辺にあります危険木を伐採するという、そういった 内容になっております。 谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 箇所について分かりました。

委託先というのもお聞きしてよろしいでしょうか。お願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 すみません。それで1点目のですね、清掃とか草刈りの業務ですけれども、こちらについてはシルバー人材センターさんのほうに委託しています。 2点目の危険木の伐採ですけれども、こちらについては町内の事業者、造園業者さんにお願いしておるというところでございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の134、135ページの1つは、先ほど奥野委員から質疑のあった森林区分調査業務委託料に関わって、答弁の中で、管理の行き届かない森林の所有者から委託を受けてというようにご説明されたかなというように思うのですけれども、その意味合いがよく分からなくて、何かそういうふうに聞くと、森林の所有者が事業主といいますか、当然、管理の責任がありますので、持ち主だからね。なのだけれど、そういうことをおっしゃっているのか。となると調査をして優先順位をつけて、管理の業務を進めていくということかと思うのですけれども、新たなところは管理が十分できていませんので、管理をこちらでやります、お金を払ってくださいという、そういうことになっていくということなのかな。

何か委託を受けてというのが、ちょっと意味がよく分からなくて、もう少し具体的にお聞きしたいというのが 1 点目です。

それからもう一点ですが、先ほど竹原委員から、近畿自然歩道等危険木伐採工事について質問がありました。それで、この樹木の伐採をした場合、その後、その木はどうなっていくのだろうかという話で、少しお聞きしたいのですね、参考までに。

というのが、ある方から、こういう類のことも含めて、岬町内で樹木が伐採されるケースがあるだろうということで、おうちに、まきストーブを設置するようになった家が増えているように思うと。要するに煙突みたいなものが、ぽこっとついている家が増えていて、そういうところなどに活用してもらうとか、そういう仕組みはつくれないのだろうかというような問合せ、要望というようなね、話

があったものですから、そういう再利用ですね。

その方の観点は、やはりSDGsという観点から、そういうことをおっしゃっていたわけなのですが、これは、このケースに限っていうと、町内の造園業者の方に依頼をするということは、処分まで、その造園業者の方にお願いをするということになっているのか。そうなると、その処分はどんなふうにされているのか。できるだけいろんな資源につながるものは再利用していくべきだというふうに思うのですが、その辺りについてご存じでしたら、お聞きしたいと思います。お願いします。

# 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 まず1点目なんですけれども、こちらのほうは所有者から委託のお話あったかと思うんですけど、まず、こちらの森林区分調査というのがですね、もともと森林経営管理制度という制度がございまして、これがどういう制度かといいますと、森林経営管理法という法律に基づいてできた制度なんですが、市町村が管理の行き届かない森林の所有者から委託を受けて、それで間伐等の森林整備を実施したり、あと、意欲とか能力のある林業経営者がいらっしゃいましたら、そういった事業者さんに市町村から委託することによって、林業の成長産業化とか、森林の適切な管理の両立を図るという、そういう制度になってます。

それで市町村が森林所有者から委託を受ける形になりますので、そういった過程の中で、じゃあどういったところの森林、森林でそういう市町村が管理せなあかんような森林がどこに分布しているかとかですね。そういったのを抽出するために、この業務を実施しているというところもございまして、森林所有者から委託を受けて、それで森林整備をするという一連の流れの中で、この業務をやっていくというところになってます。ですので、市町村は森林の所有者を調べて、その人から委託を受けるという形になってきます。

それで、2点目の危険木の伐採で出た木の処分なんですけれども、こちらのほうにつきましては、切った後の木というのは小さく裁断したりして、山の中に置いてくるというのが現状でございまして、下まで降ろしてくるとなると、その運搬経費でありますとか、そういったところもかかってまいりますし、限られた予算の中でやってますので、現時点では、下まで持ってきて処分しているという形ではございませんので、よろしくお願いいたします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 1つ目の森林区分調査業務委託料に関わって、いろいろお聞かせいただきました。これは必要なことだと思うのですよね。特に岬町においては、先ほどおっしゃられたとおり7割が森林ということで、しっかり管理をしていく必要はありますので、これがいいのだろうと思うのですけれど、ちょっとこの事業を行ったその先がね。私、あんまりよく分からないのです。

考えておられるのは、管理が不十分な個人の所有地の森林について、その所有者からの委託を受けて整備をするということだけなのでしょうか。何かそれ以外にも、この作業をした上でですね。その調査業務をして、ゾーニング図というのを作成してもらうとおっしゃっていましたけれど、それを別のことにも活用していくとか、そんなことはお考えになられていないのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長ご質問にお答えします。

こちらの制度自体がですね。森林というのが、林業従事者が高齢化してきたり とか、あと、なかなか管理が行き届かない森林が増えてきているという中で、防 災面でも影響が出てきておると、そういったところから森林環境譲与税を使って、 何とか森林の整備を進めていこうというところの観点と、あともう一点、林業経 営ができる、その意欲のある林業経営者に、新たにこういう森林がありますよと いうのを紹介してですね。林業を活性化させていこうという、二つの観点から、 この制度はできてまして、そういった中で岬町においても、この森林経営管理制 度を用いてですね、森林環境の整備とかを進めていきたいなというふうに考えて いるんですが、岬町の場合、森林経営に適した森林がどの程度あるかというと、 なかなか調査してみないと分かりませんけれども、現状を見てみますと、そんな に多くない状況かなという中で、そうなってまいりますと何とか森林環境譲与税 を用いて町内の森林整備、それを進めていこうと、そういった中で、こういう取 組をすることによってですね。防災面での安全性の向上とか、森林を継続的に整 備しながら管理できるような、そういう枠組みをですね、つくっていきたいとい うことで、その取っかかりとしてですね。この調査をやっていきたいというのが、 趣旨としてございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 この調査はどのように進められるものなのでしょう。山の中に立ち入って進めていくのか。どんなふうに調査されるのですか。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 私は、この予算に別に文句があるわけではないので、時間のこともありますから、また担当課に直接、詳しくお聞きするようにしますので、今の質問への答えは、この場で頂かなくて結構です。また個別でお聞きします。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 中原委員のご質問は、森林経営管理制度、管理の行き届かない森林 の把握とか、それ以外に何か、この調査をすることによって、それ以外にも効果 があるのかというようなお話と思うのですけれども、奥野議員の一般質問のとき にも少し答えさせていただきましたように、岬町の森林整備計画の視点としてで すね、防災の観点とか、森林の育成環境とか、森林の中で健康増進であったりと か、そういうところの観点、八つぐらいあったと思うんですけれども、それらを 基本方針として整備計画を立てておりまして、この調査はですね、そういう限ら れた林業経営に特化した、管理の行き届かない森林の調査をするだけではなくて、まずは本町の面積の72%ほどある森林全体で、手をつけなくていい森林、自然 林ですとか、植林された森林がどれだけあるのか、その中で私有林がどれだけあって、林業経営されてる方が植林されているのかなど、ただし、林業経営されてる方が 本町の実情として、いらっしゃらないと思いますので。

だけど、植林された森林はあると思いますので、そういうところの育成環境や 防災の観点から、ここはちょっと手を入れていくほうがいいなとか、そういうの がうちの実情やと思うんですね。そういう実情に応じ、森林環境譲与税で活用し て、適切な森林管理をするために必要な調査だと考えているというところでござ います。

谷地委員長 ほかに質疑はございませんか。

辻下副委員長 谷地委員長。

谷地委員長 私のほうから1点。先ほど中原委員から質問があった部分に関連するのですけれども、この森林区分調査で、先ほど吉田理事のほうからも、岬町には森林整備計画というところがありますよというご紹介をいただいた、奥野委員の一般質

問あった部分なのですけれども、確かに、この森林整備計画のところに、この森林経営管理制度に関する事項で書かれていて、今回、この森林経営管理事業を推進するとなっているじゃないですか。ということは実質的には岬町が、先ほど新保課長の答弁にあったように、請け負ってするということなのですけれども、森林整備計画のところには、森林経営管理制度に基づく事業に関する事項、該当なしとなっているのですね。

となりましたら今後、この森林整備計画も、このゾーニング結果に基づいて修 正していくということになるのかなと思うんです。その辺って、どのように考え ていらっしゃいますか。

辻下副委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 今、谷地委員ご指摘いただいたとおり、森林整備計画との整合が 取れていない部分とか、この点についてはですね。町としては、この区分調査を 行い、事業を進めていきたいと考えていますので、その点についても適宜修正さ せていただいて、進めていきたいなと考えております。

谷地委員長それでは、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長これで、農林水産業費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

予算書134ページから139ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 14工事請負費、海釣り公園整備工事費として466万1,000円、工事内容をお教えいただきたいと思います。

それと、もう一点、18の負担金、補助及び交付金の下から二つ目、これも海 釣り公園整備事業補助金となっておりますが、これはどういう補助内容なのか、 お教えください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のまず1点目でございますけれども、まず、この工事請 負費の内容でございますけれども、こちらについては例年実施しております、計 画的に行っております修繕工事になっておりまして、具体的には、桟橋の橋梁に ありますジャケット防食及び手すり、通路柵、転落防止柵、こういった桟橋の柵 の修繕、こういった内容になっております。

あと、2点目の海釣り公園休憩施設の補助金なんですけれども、こちらにつきましては、とっとパークの桟橋上にあります休憩施設があるんですが、こちらを以前、指定管理者であります小島フィッシングのほうが整備いたしまして、現在、とっと食堂として管理運営を行っているんですけれども、桟橋上は風が強くて、また長年の経年劣化によりまして屋根部分に亀裂が生じて、雨漏りが生じている状況ですので、施設所有者であります小島フィッシングに対して、この整備に係る費用を補助金として支出するという内容になってます。町の所有ではないので補助金という形で、小島フィッシングのほうに支出するという内容になっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 その下の18の負担金、補助及び交付金の、これは地方創生課ですか。これは、 ここで聞いていいのですか。

谷地委員長 大丈夫ですよね。大丈夫です。

奥野委員 いいのですね。企画のところではないということですね。

その中で企業誘致優遇措置助成金200万円、上がっております。昨年は、かなり高額な750万円ぐらいあったと思うのですが、今回、その対象の企業さんが少ないのかなと想像ですが、その辺、いかがでしょうか。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 奥野委員の質問にお答えいたします。

補助金は、企業誘致優遇措置助成金になるのですが、令和4年度までは、コーヨークリエイトさんとマエキンさんに助成がなされておりました。それが令和4年度で終了し、令和5年度から改めて、ニューレジストンさんに対し助成金を支出する予定ですので、金額のほうに変動がございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 1社分ということで理解しておけばいいということですね。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 1社分でございまして、今回は、水道助成と雇用助成金を予定してございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の136、137ページの商工総務費の節18、137ページの真ん中の上のほうといいますか、負担金、補助及び交付金のところで、昨年度まで頑張って続けてきていた事業者の支援金といったようなことが記載をされていないということは、今年度は、そういったことは考えていないということなのかと思うのですけれども、私は一般質問で時間がなくなってしまって、この物価高騰の折にですね。住民の皆さんも当然そうなのですが、事業者の皆さんに対しても何らかの支援を行ってはどうかと、提案的に求めたいと思っておりましたので、そのことに関わって、この場で、もしお答えを何か頂けることがあれば、頂きたいと思います。

それから、138、139ページで、先ほど奥野委員のほうから、海釣り公園の整備工事等に関わってお尋ねがありました。その中でジャケット防食工という言葉が出てきたのですけれど、ちょっとこれが私、いつもね、ジャケット、ジャケットって書いてあるのに、ずっと疑問に感じずに何年も過ごしてきましてですね。このジャケットって何でしょうと思い、そういう初歩的なことなのですが、これは、どういう工事のことなのか、お聞かせいただきたいと思っています。

それから、先ほどの答弁で海釣り公園整備事業補助金、休憩施設として、とっと食堂が運営されている売店も兼ねたところですね。あれは、こいのぼりみたいな形のやつですね。あれ設置のときもいろいろ議論させていただきましたが、傷んできたということで、ここに補助金を出すのだということなのですね。これは私、ちょっとおかしいのと違うのかなと思っているのですけれど、どう思われますか。お答えいただきたいと思います。お願いします。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 事業者支援金のご質問を頂きましたので、そちらのほうの考え方に ついてご説明をさせていただきます。

コロナ禍によって事業者支援金、これまで独自対策として3年ほどですかね、 実施してまいりました。その流れの中で今度は物価高騰対策とか、そういった視 点も必要になってきているところでございます。

政府のほうも、第一弾として、電気事業者に補助金という形で、利用者に軽減

できるようにということでやっていってますけれども、まだ住民の皆様は、どれぐらい上がるのだろうという不安に駆られているのかなというのは認識しております。

そんな中で町の対策として、先日の補正予算で、働く世代の応援商品券という 形で、今まで高齢者とか、子育て世代に対してというのは手厚くやってきました けれども、町として今まで、現役世代というのが、フォローできてないなという ことで、まずは、この商品券交付事業という形で実施しようということを決定し ております。

その中で事業者ほうには、前回の商品券でご協力いただいた商工会さんと連携して、また店舗のご依頼をして、登録していただいて、事業者の方に協力をいただきながら、その商品券事業を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

その後につきましては、これからの国の動向や、そういう状況を踏まえながらですね。また必要であれば、積極的に検討してまいりたいなというふうには考えております。

### 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 2点目のご質問にお答えいたします。

ジャケット防食工なんですけれども、こちらにつきましては、とっとパークの 桟橋上にあります、手すりでありますとか柱、こういったところが、海の上にあ りますので、さびてきますので、そういったところのさび取りでありますとか、 塗装を行うような、そういった工事になっております。

それと、3点目のですね、今回、とっとパークへの補助金支出の必要性という ご質問あったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、私ども町といた しましては、とっとパーク小島というのは町内でもですね、多くの人が集まって いただいております、にぎわいの拠点の一つというふうに考えております。

そういった中で、こちらの施設につきましては当初、指定管理者が設置したものとなっておりますけれども、設置当初におきましても、町のほうから一定の補助金をお出しして、整備しているという経緯もございまして、今回につきましても同様にですね、修繕に当たっては補助金を支出して不具合を解消して、またね、とっとパークに来ていただくお客様に、不具合が生じないようにしていくために

は必要やというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。 谷地委員長 中原委員。

中原委員 1点目の事業者支援金のことですが、確かに過去3年間、本当に努力されて、

私から見ますと文句もありましたが、文句もその都度言わせていただきましたけれども、町の独自策としては優秀な制度を設けてこられたというふうに、私は思っています。それで、さきほど説明の中で、必要があればとおっしゃいましたが、私は、必要があるというふうに思っています。本当に、あの事業者の方々の経営が成り立つように下支えができる、そういうものが今はまだ必要だというふうに思います。

それで、働く世代に対する商品券事業ということで、ご説明もありました。

確かに、これは、町内事業者のところでお金が落ちる一つの仕組みではありますよね。ただ、ちょっとこれ、せっかくそうやって言ってくれたから質問しますけれども、これまで議会でも、私だけではない、ほかの議員も含めて、半分は小さな事業者で使ってくださいとかね。そういう2種類つくったらどうかと。要は、小さいところほど大変だという面があると思うのですが、どこもかしこも事業者、大変だと思いますけれどね、基本的には。

ただ、中小が多いわけで、そういうところにしっかりとお金が落ちる、そういう仕組みをつくったらどうかということを、前から議会でも、ほかの委員からも指摘というか、あったと思うのですが、そういうことは今回、ちょっとこの委員会ではないのでね。この委員会かな。違うな、厚生で言います。

そういう仕組みが何か盛り込まれているように思わなかったのでと思いまして。 分かりました。要望して、この件については終えたいと思いますが、さらに事業 者については支援が必要だと。今後また町独自の支援策も含めて、よくご検討い ただきたいと要望しておきます。

それから、海釣り公園のジャケット防食工については分かりました。

要するにスーツのジャケットのジャケットという意味なのでしょうね、きっと ね。さびを取って、お洋服を着せてあげるということかな、さびないように。そ ういう意味かな。と思いながら、でも、ジャケットというのは私ね、パソコンで、 いろいろ昨日調べましたが、分かりませんでした。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ジャケットのことについて、ちょっときちっと説明できてなかった かなと思いますけれども、あの桟橋は、四角い枠組みが七つぐらいでしたか、一 つのジャケットがつながって桟橋全体、一式みたいな感じですので、そこの部分 のことをジャケットと言ってるというものです。

谷地委員長 松岡副町長。

松岡副町長中原委員のご質問にお答えします。

港湾構造物のああいう桟橋を造るときに大体、上部工と下部工というものに分かれておりまして、下部工自体は、その土台となるもので、海釣り公園桟橋でいえば、鋼管杭というものが海中の中に刺さっておりまして、それが下部工といったとこに当たります。

その上に、いろいろ人が行き来したりですね、物を載せたりするので上部工というものを造るんですが、そのときに、あれでしたら鋼構造物、そういったものを組んでいくんですけど、なかなかその現地で組むと、やっぱり日数がかかったりするので、そういったものを陸上で、ある程度大組みという、その単位ごとで造って、それを下部工という鋼管杭の上に載せて、工期を短縮するといったような施工がとられているといったところで、先ほど言われた服のようなジャケット、単位ごとで載せて、そういったものを造っていくということでジャケットと言ってます。ということで一括して、一括というか、大組みして、もうそのまま載せて、吉田が言ったように、そういったもので延長を造っていくというような構造物になっています。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 何か専門用語なのですね。お洋服のジャケットとは関係ないわけですね。勉強 になりました。ありがとうございます。

それで、最後のやつですが、私はね、海釣り公園の上の休憩施設を造るときも ね、町が何で補助金を出すのかといって文句を言ったと思います。もう古い記憶 だから、あんまり私もよく覚えてないのですけれどね。かなりいろんなやり取り をした記憶があります。

それで、それはもう雨漏りしていてと聞いたら、それは直さないといけないだろうと思うのですけれども、所有者が小島フィッシングさんでしょ。何で小島フィッシングさんがお金出して直したらいいものを町がお金を出すのか、何かよく

理解できないのですけれど、そこはどうでしょうか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 指定管理物件は、指定管理者を選定して、指定管理者とは基本協定 書を締結して、施設の修繕の必要が出てきたときや、新たな施設を造るというと きには、その協定書によって、負担区分が決められておりますけども、このドーム施設については集客の向上を目指して、指定管理者から提案が出てきて、提案 の中の要望の一つとして、町に財政支援を求められたというふうに、当時の経過があることを前任者から聞いております。

そのときの議会での議事録や、いろいろな資料を見させていただきまして、ドーム施設については指定管理者の所有物で、指定管理者ではなくなったときは、町に移管するというお約束になっていることとなっており、そんな中で今回修繕をしたいということで、280万円ぐらいの事業費が必要で、町に支援を求めてきたわけですけれども、その中で当時の補助金の負担率を見ますと、町が6割で、事業者が4割という経過がございましたので、今回もそういう形で協議が整いましたので、予算を要求させていただいたというところでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 その物件は、岬町の所有にするということはしないのですか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 指定管理が終わったときには、桟橋の附属設備になっておりますので、町に移管してもらうというお約束で話が進んでおります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 ちょっとさきほどの答弁の中で、協定書で負担区分を決めているということで、 何か当時のやり取りで道路部分がどうとか、おっしゃいましたか。説明の中でちょっと、うまく理解ができない部分があって、道路部分という言葉は使わなかったですか。

もう一度、さきほど説明していただいたこと言ってもらっていいですか。 谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 基本的には、指定管理者と町が指定管理における海釣り公園の基本 協定書というのを締結しております。指定管理ですから、施設自体は町のものと いう考え方になるんですけども、その部分については基本協定書で負担区分も、 きっちりと協議して、幾ら以上の修繕については町がしますよ、幾ら以下であれば、それは指定管理者でやってくださいよというような取決めがされていますけれども、このドーム施設については、事業者がどうしても設置したいという要望がありまして、協議をしていく中で、事業者側からどうしても設置したいという要望があったということで、お聞きしておりまして、財政支援的に、町も負担してほしいということで、負担割合を決めて、議会の皆様にご説明をして、承認をいただいたという経過があるというふうにお聞きしましたので、その物件になりますので、今回それを引き継ぐ形で、同じ補助率で予算要求をさせていただいたというふうにご説明させていただきました。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今の吉田理事の説明だと、何か二つのことを言っているように思うのですね。 聞き方によれば、本来であれば全額、町が支出して直すべきものということをお 考えなのかと思うような答弁のときもあれば、だけど、できた経緯が、事業者が どうしてもということで、できたということで、何かちょっとよく分からないの ですけれどね、私自身はね。

まあいいです。いきさつは分かりました。私は、事業者が、吉田理事がおっしゃったように、どうしても設置したいという意向でね、設置したものであり、指定管理者自身が所有者であり、修繕が必要なものについては事業者がお金を出してするべきと違うかなというふうには思いますが、このやり取りは、ここで結構です。ありがとうございました。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

辻下副委員長 委員長。

谷地委員長 私のほうから1件あります。

137ページの目2観光費の10需要費の印刷製本費、こちら前年度18万2, 000円であったところが、来年度は278万2,000円、大幅に増額されているのですけれども、これ何かあれですかね。パンフレットか何かつくるのですかね。内容、教えてください。

辻下副委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらのほうなんですけれども、ただいま谷地委員長おっしゃられたように、印刷物の作成を予定しておりまして、岬町の公式ガイドブックであ

りますとか、あと、みなとオアシスのサイクリングコースのパンフレット、こう いったものを来年度、作成予定でございますので、予算が増加しておるというと ころでございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 これで商工費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

予算書138ページから155ページをご覧ください。

ただし、150、151ページの目3コミュニティバス運行費は、ほかの委員 会の所管ですので、除きます。

それでは、補足説明をお願いします。

小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 委員会資料の10ページ、令和5年度の主な工事に ついてご説明させていただきます。

予算書の145ページ、2. 道路橋梁費、2. 道路維持費、工事請負費として 計上しております町道西畑線道路改良工事について説明いたします。

11ページの工事箇所図を併せてご覧ください。

場所は多奈川西畑の町道西畑線で、円で太く書かれている箇所でございます。 内容としましては、池谷集落内は、道路に家屋が張りついた状態で道路幅員も狭く、緊急車両の通行が難しい状況であるので、バイパス道路として平成30年から整備を進めております。道路延長は約360メートル、幅員は車道片側1車線、3.5メートルの両側全幅7.0メートルとなっております。

令和5年度の工事内容としましては、令和5年度3月議会で契約予定の令和4年度町道西畑線道路改良工事、その2.の工事完了後に行う工事としまして、工事延長は約360メートル、主な工事としては、土工、防護柵工、舗装工などを実施する予定であります。なお、令和5年度でバイパス道路の整備は完了する予定であります。

谷地委員長 それでは、土木費について質疑ございませんか。

瀧見委員。

瀧見委員 153ページ、区分12. 委託料、新たなみさき公園整備事業運営等に係るモ

ニタリング支援業務委託料に関して、ご説明をお願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

このモニタリングにつきましては、PFI事業者と締結いたしました事業契約書の第17条第1項において、事業者は、自らの責任及び費用負担でモニタリングを実施し、その結果を町に書面で報告することが定められております。

また、同条第2項では、町も自らの責任及び費用負担において、事業者からの モニタリング結果や各業務の実施状況が業務要求水準書や事業者の提案による水 準を達成するかを確認するため、モニタリングを実施するということが定められ ております。

このみさき公園整備運営事業につきましては、独立採算型のPFI事業という、 全国的にも事例の少ない事業スキームで進めておりまして、町にはそのノウハウ がないという状況の中、事業の進め方や要求水準の解釈などの整理も含め、官民 連携事業のノウハウを有するコンサルタント事業者の支援を受けながら、モニタ リングを実施したいというふうに考えております。

モニタリングにつきましては、PFI事業の事業期間終了まで必要なものでありますが、町にノウハウが蓄積されれば、数年後にはコンサルタント事業者の支援なしでも実施できると考えており、そのように判断できれば、次年度の委託は行わない方針で考えております。

町といたしましては、限られた予算の中で最大限の効果を発揮できるよう取り 組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 先ほど新保課長の説明にもございましたように、令和2年2月に内閣府民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会のほうから「PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方」という文書が出ておりまして、その中でもですね、PFI事業をされる地方公共団体に関しましては、事後評価等を実施するためには事業期間中、必要な情報の蓄積が重要であり、評価項目やモニタリング項目などを参考にしつつ、必要データ項目やデータ収集を事業開始前に定め、契約書や要求水準書等に明記し、モニタリング等を活用して、定期的に必要な事業を蓄積していくことが重要であるというふうにうたわれているのですね。

私からの要望なのですけれども、コストパフォーマンスも大事だと思うのですけれども、全体の事業から考えた場合ですね。PFI事業の終了時にモニタリングを行い、その事後評価に関して評価しないといけないというのが内閣府から出ていますので、大変重要な事業だと思うのです。多分30年後に、これを行うとき、ここにいる皆さんは、非常に少ない確率でしか残らないと思うのです。非常に大事なことだと思いますので慎重に、それと、重要なことであるという認識を持って進めていただきたいことを強く要望いたします。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 147ページの河川費の中で、排水ポンプ場定期点検委託料が302万3,000円ございますけれども、これは岬町内で何か所あるのか。それと、どういう ふうな点検作業をするのかをお聞きしたいと思います。

もう一件、工事請負費の地海ポンプ場修繕工事、これは、どこの場所を指すの かですね。それをお願いしたいと思います。

もう一件は、負担金、補助金の土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成金は、 どこの場所を指すのか、3点お聞きします。

谷地委員長 小坂課長。

小坂十木下水道課(十木担当)課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

まず、排水ポンプ場の定期点検委託料のポンプの箇所ですね。何か所あるかというご質問ですけども、まず、新浜川ポンプ場、北出ポンプ場、兵庫ポンプ場、 地海ポンプ場、それと多奈川西のポンプ場、以上の5か所の点検になります。

点検内容としましては、こちらのポンプ場は雨のポンプ場、台風で、高潮等で河川を閉めたときに、内水を排除するポンプ場でありますので、どちらかといえば夏場の時期に、ポンプが正常に動いているかとか、そういったことを、中にごみが詰まっていないかとか、電力値は問題ないかとかいうのを専門の業者にて点検していただいております。

次に、2番目のご質問で、工事請負費の地海ポンプ場修繕工事の工事内容ですけれども、こちらは、地海ポンプ場の排水ポンプのピットがあるんですけれども、ピットの上の鉄板がさびて、もう抜けそうな状況でありますので、そちらの鉄板の更新工事となります。

最後のご質問であります、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等事業助成金ですけれども、こちらにつきましては、岬町内で指定されております土砂災害特別警戒区域というのがありまして、そちらに建ってる家屋がですね、危険な場所にございますので、もし移転したいということであれば、そういった補助制度、解体とか移転の補助制度となっております。

谷地委員長地海ポンプ場の場所を聞いていますよね。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 すみません。地海ポンプ場の場所ですけれども、美 化センターのところの川があるんですけれども、ほぼ美化センターと同じ敷地内 にあるポンプ場になります。

谷地委員長 出口委員。

出口委員 今の一番上の排水ポンプ定期点検委託料なのですけれども、これは適時、大雨が降ったり、何かあったときには適時、点検委託をするのですか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 今の出口委員のご質問にお答えします。雨が降ったときに点検というよりも定期的に、2か月に1回程度、夏場ですけど、冬場はそんなにしていないんですけれども、点検をしております。

それと出口委員、すみません。先ほどポンプ場の箇所ですけども、ちょっと訂正させてください。

全部で7か所ありまして、もう一回言います。

北出ポンプ場、北出排水路ポンプ場、兵庫ポンプ場、平野ポンプ場、落合ポンプ場、地海ポンプ場、深日の南出ポンプ場、それと多奈川西の8か所の点検となっております。

谷地委員長 出口委員。

出口委員 下の18の負担金の中で、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成金ということで説明を受けましたけれども、今、助成金を出す予定の家屋は何軒ぐらいあるのですか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 まず、家屋の数ですけども、土砂災害特別警戒区域 内にある家屋数が全部で262軒、こちらが対象となっております。

谷地委員長 出口委員。

出口委員 今、262軒という軒数を聞きましたけども、その助成金というのは、1件当 たり幾らという額が決まっていますのかな。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 助成金の額ですけども、まず、危険住宅の除去等に 関わる経費として97万5,000円、それと危険住宅に代わる住宅の建設に要 する経費として421万円、どちらも1件当たりですね、となっております。

出口委員 ありがとうございます。

谷地委員長はかに質疑ございませんか。

瀧見委員。

瀧見委員 1件お願いします。155ページの14工事請負費、町営住宅長寿命化改修工事2億2,600万円、この内容を教えていただきたいのとですね。どれぐらいの戸数を対象にされているかというのをお願いします。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

町営住宅長寿命化改修工事としまして、対象となりますのは町営住宅の小田平住宅で、対象住棟数としては15棟の、一棟二つずつの住宅ありますので、計30戸になります。内容としましては、町営住宅の長寿命化に当たって改修していくものになります。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 小田平地区の町営住宅全てというような認識でよろしいのでしょうかね。 谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

長寿命化改修工事としましては、年次的に計画しておりまして、小田平全体としましては、全部で38棟の76戸ございます。平野北住宅につきましては30棟の60戸ございます。

今回改修するに当たっては、小田平住宅の15棟30戸という形になりますので、小田平については全体の数字ではありません。

瀧見委員 了解しました。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今出た長寿命化の問題ですが、必要なことだと思います。今どこもかしこもですね、自治体は、過去に建ててきた箱物の維持が本当に、だんだんかさんでくるということで、やはり一度建てたものをいかに長く使い続けていくかということで、大事な事業だというふうに思いますけれども、この長寿命化の長寿命化とは、実際には何を工事するのですかというのが聞きたいということと、それから、長寿命化という名前がついた予算が三つ、この155ページの中にあると思って見ているのです。それぞれ違う役割、2種類のお金が三つに分かれて載っているのかなと見ているのだけれど、ちょっとその辺の説明も頂ければと思っています。

それから、先ほどの瀧見委員への答弁で、全ての住棟、住居、全ての棟に対する事業ではないということですよね。となると、例えば、平野北住宅であれば、30棟のうちの15棟と。それは傷みが激しから、先にそちらに手をつけるということなのか。そうしましたら残る15棟はどうしていくのだろうとか、いろんな疑問が出てくるのですが、お答えいただけますか。

## 谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 まず、すみません。瀧見委員から質問ありましたところでお答 えさせていただいた改修工事の住棟につきましては、委員長おっしゃられるよう に、小田平住宅の15棟30戸の改修になります。申し訳ございません。

まず、長寿命化の改修工事としましての内容としましては、大きく二つの項目 で改修させていただく予定になっています。

内容としましては、住宅で屋根の部分が今現在、アスファルト・シングル防水 という形の屋根材なんですが、そちらのほうにつきまして改修をさせていただき ます。

内容としましては、今の屋根材の上にカバー工法、上にカバーする形で金属屋 根のようなものを設置する工事が一つであります。

それともう一つが住宅の外壁部分の塗装替えという形になります。こちらにつきましては、現在はリシンという形の吹きつけ剤で吹きつけられてるところを少し防水性のある塗料をもって塗装替えをするという形になります。工事内容については、そういう形になります。

予算としまして、三つ、委員のおっしゃられるようにございます。委託料としまして町営住宅長寿命化改修工事実施設計業務委託料、もう一つが町営住宅長寿

命化改修工事監理業務委託料というのが、委託料としては二つあります。それと 今説明させていただきました町営住宅長寿命化改修工事というところの工事は一 つになります。

内容としましては、まず委託料の実施設計業務の分につきましては、住宅の対象としましては平野北住宅の15棟30戸について設計業務を行う予定であります。

監理業務につきましては、先ほど説明させていただいた改修工事の小田平住宅 の15棟30戸に係る部分の工事の監理という形で改修する形になっております。

令和3年に町営住宅の長寿命化計画というのを策定させていただいて、こちらのほうで年次計画を立てさせていただいております。こちらのほうに基づいて設計や工事を実施させていただいているところになります。

まず、今年度につきましては、今回令和5年度に工事する小田平住宅の15棟30戸について、今年度設計業務を実施しております。この設計に基づいて来年度この15棟を工事する予定になっております。

来年度につきましては、設計業務としては今回今年度小田平住宅15棟をさせていただいてますので、来年度は平野北住宅の15棟30戸を設計させていただいてという形で、順次小田平住宅、平野北住宅という形で年次計画を立てさせてもらって、順次、進めさせていただくという形になっております。

### 谷地委員長 中原委員。

中原委員 佐々木副理事も花粉症ですか。私も似たような症状が発出しておりまして、何か質問がしにくいな。いや、ちょっと答えてもらっていないことがあって、全ての何棟とある中の一部ですね。そうしたらあとの残りはいつするのかなとか、そういうのはそうか、さきほどお答えいただいた町営住宅の長寿命化計画を見れば分かるということですかね。

# 谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 申し訳ございません、お答え漏れてまして。

計画としまして、令和4年度につきましては、小田平住宅の15棟の設計をさせていただきます。令和5年度につきましては、それの15棟の工事をさせていただくのと合わせて、平野北住宅の15棟30戸を設計させていただきます。

次に、令和6年度につきましては、5年度に設計した平野北住宅の15棟30

戸を工事させていただくのと、6年度には残りの平野北15棟30戸の設計をさせていただきます。

令和7年度につきましては、6年度で設計をした平野北の残り15棟30戸を 工事させていただいて、合わせて小田平住宅の残りの23棟46戸を設計させて いただいて、8年度最終年度になるんですが、その7年度に設計した分の工事、 小田平住宅23棟46戸の改修工事を予定しております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。なぜ私が勘違いしていたかが、分かりました。といいますのが、 平野北住宅は全部で30棟あり、15棟の話をしているけれど、その15棟とい うのは先に直す分とあとに直す15棟が、そういうことやね。なるほど。私はわ かりました。なるほど。

今最後にお答えになりましたけれども、平野北住宅についても、小田平住宅についても全ての棟で令和8年度でこの長寿命化工事が完了するということですね。 はい、いいですよ。もうまたくしゃみが出たらいけないから。はい、どうもありがとうございました。

谷地委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥野委員。

奥野委員 何点かあるのですが、すみません。

まず、143ページの13の中でLED外灯器具借上料、借上料ということは、 リース料ということですかね、これは。町内が一斉に何か明るくなったときの街 灯だと思うのですが、これは毎年これだけのリース料、700万円弱払っていく ということなのですが、これは何年間契約ということになっているのですか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

奥野委員のご質問にお答えします。

LEDのリース料を何年間払うかという件ですけども、平成29年度に既設の 電球の防犯灯を補助金を受けまして、それがリース契約でないとだめだというこ とで、リース契約で全部交換しております。

機関としましては、平成30年の1月から平成39年の12月、すみません、 ちょっと令和には直してないですけど、の契約になります。 ですので、30年1月から39年1月までの契約となっております。すみません。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 約10年ぐらいのリース契約ということですが、LEDということであれば故 障も少ないのかな。電球なんかの交換も要らなくなってくるかと思いますが、そ の契約が済んだ後というのは、買取りということになるのでしょうか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

契約の済んだ後につきましては、岬町のほうにそのまま岬町所有のものになります。ですので、買取りという形、無償ですけども、岬町のほうへ引き取るような形になります。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 まだ大分先、先でもないのか、あと四、五年ぐらいですかね。あとリース的に は。

それで私確認したいのですが、それをずっとリース料払っていくのであれば、 リースを前倒しして、それ払わずに買い取るということは、途中ではできないの かな。その全体の金額がどのぐらいになるか、その辺は分からないです。参考に 分かりますか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

こちらのリースですけども、リース期間中も例えば電球の球切れ等の補修も入っておりますので、買い取ってしまったら、もう岬町で修繕もしていかなければいけないのと、もともとの契約がやっぱりこういう長期契約になっておりますので、このままリースを続けて、その間はリース会社のほうで保守してもらうという形の契約になっております。

谷地委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長財政改革部の相馬です。

ご質問のありました外灯のLED化については、行革項目の一環として行っており、年間の効果額といたしましては、460万円程度の効果額を生んでいる事業でございます。あくまでリース契約でございますので、令和9年度まで、日日

の維持管理も含めた形で、契約をしておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 この件については、あと残り何年かをやっていくということで、補修も点検も 含めて入っているということですので、それは結構かと思います。

それは終わって、次その同じ12の委託料で仮称の町道美崎苑というところが2か所、測量と境界確定という数字が出ておりますけれども、まずこの美崎苑も延長していくのですかね、これは、概略の説明お願いします。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

奥野委員のご質問であります美崎苑のほうなんですけども、場所は美崎苑の中から町道海岸連絡線に接続する道路になりまして、避難路緊急走路の保管やネットワークの構築を図るために整備するものでございます。

延長としましては、80メーターを予定しております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 距離はそんなにないのかと思ったら、結構80メーターあるということですので、境界確定に340万8,000円。土地が複雑なのか、これ境界を決めるには、かなりの高額な委託料が入っていますが、地権者もかなりあるということですか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

境界確定の内容としましては、まず確定が必要な筆数は7筆となっております。 その80メーターの道路工事に係る必要な用地を分筆等するために、必要な範囲 の境界確定となっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 来年度で境界確定して、測量して、それが済み次第また買収ということになってくるのですか。買収工事ということですね。

谷地委員長 奥部長。

奥都市整備部長 (仮称) 町道美崎苑連絡線につきましては、平成29年のときに一度設計とか境界確定の予算を計上させていただきまして、お話をさせていただいたと

いう経緯がありまして、そのときに土地につきましては、地権者さんの寄附ということで協力を頂いて、それが実現したらこの道をまた進めていくというふうな 形を取らせてもらってました。

ただ、29年に予算を頂いたんですけども、実際その現場というか、その土地 の地権者さんらとお話させていただいたんですが、どうしてもまとまらず、一旦 流れたような状態になりました。

ただ、それから現在までお話を進めてる中で、令和3年度に17区、美崎苑の ほうから海岸連絡線までの間なんですけども、先ほど課長のほうが話したように、 7軒の土地の方が寄附をするということで、協力していただけることが確定しま したので、今回新たにこの予算を計上させていただいてます。

## 谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 ということは、寄附を頂くということは、もう買収の費用は要らないということですよね、当然ね。分かりました。それはこれで。はい。

もう一件すみません。その少し下で、町道舗装修繕計画策定業務委託料857万7,000円、これは来年度分としての修繕計画策定業務だと思うのですけれども、その箇所の数、どのぐらいあるのですか。

#### 谷地委員長 小坂課長。

小坂十木下水道課(十木担当)課長 十木下水道課の小坂です。

奥野委員のご質問の箇所のお話ですけども、まずこの舗装修繕計画なんですけども、令和4年度も実施しております。本来であれば、令和4年度に全て実施したかったんですけども、補助金が半分程度しかつかなかったもので、令和4年度は60キロ実施しております。

令和5年度につきましては、残りの約77キロを予定しております。

#### 谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 その77キロの何か所になるのですか。分からない。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 ちょっとか所で答えるのが難しいんですけど、全部で町道が約137キロ、岬町ございます。今年令和4年度は私どもで1級・2級という主要な町道とあと要望等が来てて、傷んでる箇所を中心に約60キロやりまして、令和5年度につきましては、残りの箇所を実施する予定となっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 4年・5年で合わせたら、130キロ以上の町道の設計業務なんですよね。これから順次それを何と言うのですか、舗装をやり替えて整備していくという理解をすればいいのでしょうか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

こちらの舗装修繕計画というのも、先ほどの建築の長寿命化計画と同じような ところでありまして、まずは町道を全部調査しまして、悪いところをピックアッ プレ、計画的に修繕していく計画を立てる内容となっております。

それに基づいて、今後はまた補助金を頂きながら、事業を進めていきたいと考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 修繕費用というのは膨大な数字になってくるのかなという想像をするのですけれども、これは過疎債とかそういうのも使えるという内容のものなのでしょうか。 谷地委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 財政改革部の相馬です。

過疎債を使えるかどうなのかというご質問なんですけれども、基本的には過疎計画に基づくものが過疎債としてエントリーできるものになります。今おっしゃっていただいてます修繕計画については、別の交付税措置のあるメニューがございます。過疎債とまでは充実しているようなメニューではないんですけども、町道の長寿命化については、交付税のほうが財政力に応じて変わってくるということなんですけども、3割から5割程度の交付税措置のある起債を予定しているということで、ご理解いただきたいと思います。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 総務省からまた半分ぐらいをもらえるというような内容でしたが、また順次年 次計画になってこようかと思いますので、よろしくお願いしておきます。

もう少しよろしいですか。

谷地委員長はい。

奥野委員 次は、145ページで上の枠の中で、町道海岸番川線根固めと言うのかなこれ は。工事、これはどういうものなのか、説明を願いします。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

奥野委員のご質問の町道海岸線番川根固め工事の内容ですが、延長は約24メーターを予定しておりまして、ちょうど海岸番川線というのがみさき公園の裏の海岸沿いの道路になるんですけども、そちらの擁壁が波の影響で一部擁壁が浸食されて、道路の下が空洞になってるようなところもございまして、そこを擁壁の穴の開いているところを根固め、コンクリートでそこを補修するような工事となっております。

# 谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 もう一点だけ、その同じ枠の一番下の町道舗装修繕工事、先ほど修繕計画のお話を聞かせていただきましたが、これは4年度分で計画した分の修理というふうに理解すればよろしいでしょうかね。これちなみに何件分ぐらいでしょうか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

町道舗装修繕工事の件数ということなんですけども、今現在まだ計画策定中でして3月末の工期を目指して策定しておりまして、その計画で今年度やる範囲を決めていきますので、ちょっと今現在はどこというのがちょっとお答えすることができない状況で申し訳ございません。

#### 谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 冒頭で瀧見議員が聞かれた153ページのモニタリングの件でもう少しお聞きしたいと思うのですが、今年度も途中で補正で幾らかの数字が上がって、毎年これが数年続いてくるというお話があったと思うのですが、今回は760万円という高額なものですが、このモニタリングが済んだ後ですね。そのあと我々に対しても何かそういう公開というか、報告とかも頂ける内容のものであるのか、ないのか。ここまで進めるよとか、とりあえずここまで順調に行ったとか、そういう詳細は報告は頂けない、頂ける、いかがでしょうか。

#### 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の進歩でございます。

モニタリングの公表のご質問についてお答えさせていただきます。

モニタリングにつきましては、町のモニタリング計画に基づき実施してまいり

ます。

計画の中では、結果の公表を行う予定というのはございません。なお、議会への新たなみさき公園整備運営等事業の進捗状況の報告などは必要であると考えておりますので、引き続き行ってまいりたいと考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 進捗状況というのは、定期的に報告いただけるというふうに理解しておけばよ ろしいですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の進歩でございます。

みさき公園事業の進捗につきましては、動きがあった段階で随時議会のほうに 報告させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 動きがあった時点というのは、非常に難しい言葉ですけれども、できるだけ詳細に報告いただけたらありがたいです。要望です。終わりです。

谷地委員長 要望ですね。

竹原委員。

竹原委員 私から2点あります。一つずついきます。

144ページ、145ページのところのちょうど一番上ですね。岬海岸番川線の防護柵改修工事、以前も格好いいやつをつけていただくときに、3カ年計画で分けて行ったかと覚えているのですが、それも大分傷んできて、危険な状態になっております。577万円でどれだけできるのかというのが、一つ教えていただきたい。また、どのような材質で、どのような構造であるのか、計画されているのかも、分かったら教えてください。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長土木下水道課の小坂です。

竹原委員のご質問にお答えします。

まず、町道岬海岸番川線車両防護柵改修工事の延長ですけども、令和5年度は40メーターを予定しております。

内容としましては、今ある防護柵を新しいものに替えまして、今度はさびにく い耐塩害性の防護柵を設置していき、なお景観等も考慮した防護柵、今もそうな んですけど、茶色いような防護柵で設置してまいります。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 40メーターは理解しました。手前から順番に40メーターではなくて、傷んでいるところから順番にという理解でいいのでしょうか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

竹原委員のおっしゃるとおり、全体に今ガードレールあるところが620メーターございます。その中で約188メーターが交換が必要かなと考えておりまして、傷んでるところを交換していく形です。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 理解いたしました。何と言うのですかね、冬のシーズンはあまり交通量はないのかなと思うのですけれど、夏場になると車もそうですし、歩く人もそうですけれど、自転車の方もかなり通られますので、しっかりと対策をしていただきたいとちょうど思っていましたので、このような計画があるということで、ありがたく思っております。

次の質問ですが、151ページ進んでいただいて、これは公園費の委託料のところで、夕野池町民交流広場公衆便所清掃委託料とその下に夕野池及びカイカ池町民交流広場草刈ということで37万円、合わせて50万円を超えてくるこのお金がかかっているのですが、この公園についてなかなかにぎやかに使っているというイメージがなくて、この公園を作るときにはかなりしっかりとした計画があったと思うのですけれども、実際の使われ方というのを現状把握されていますか。この逆に言ったら瀧見さんに聞いたら早いのかなと思いながら、原課としてどのような使われ方をしているのか、ご答弁ください。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

竹原委員のご質問にお答えします。

公園の使われ方の現状ということですけども、あそこもともと作ったときは、 地域の憩いの場であるとか、津波・高潮等の避難の施設として公園を設置してお ります。

使われている状況ですけども、地域の方とかでも花植えてもらったりしながら、

憩の場とはなってるとは思うんですけども、特に何かのイベントで使われてるとか、そういったことはないのなかと把握しております。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 要望なのですけれどね、こういった公園についてお金をかけて整備して、毎年 のこの費用がかかっているわけですから、何か有効利用ができないかどうかとい うのをまた町民、いろいろなグループに呼びかけていただいて、それこそキャン プが流行っていたりしますので、そういうようなところで使えないかどうかとか ね、そういうような呼びかけをしていただいたら、応募してくるところもあるの ではないかと、このように思っていますので、原課並びにほかのところでも検討 していただければと思います。要望です。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 どうしましょう。ちょっと3時を回って、もう2時間続けているので、ちょっとお諮りしたいと思います。

暫時休憩をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

谷地委員長それでは、暫時休憩としたいと思います。

再開は15時20分、午後3時20分から再開します。

(午後 3時09分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

谷地委員長それでは、会議を再開したいと思います。

休憩前に引き続き、土木費について質疑ございませんか。 中原委員。

中原委員 予算書の142、143ページの中でお尋ねしたいことがあります。

町道西畑線のことをお尋ねするのですが、ここに目2道路維持費の中でこの143ページのところに町道西畑線というのが三つ出てきますよね。これは同じ一つの事業の予算というように考えていいのか、何か狭い所があるから、池谷から佐瀬川の間であったか、そこを拡幅するという話がありますけれども、その関係かと思ったり、よく分からないので、ご説明いただけるとありがたいです。

それから、先ほど(仮称)町道美崎苑連絡線のことが質疑の中で出ておりまし

た。これは、場所は以前計画されていた場所と全く同じ所というふうに理解して いいのかどうかというのが一つと、前回予算は組みましたけれども、事業化に至 りませんでした。そのときの理由は何であったのか。

それから、今回は先ほど説明のあったとおりの理由なのかなと思うのですが、 前回事業化に至らなかった理由を確認しておきたいと思います。

それから、この事業に関わっては、今後実施設計等も必要になってくるのだろうというように思うのですけれども、総額としては幾らぐらいの事業費に全体としてなるということを予想されているのか、お聞きしておきたいと思います。 お願いします。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、143ページの12委託料の中で、まず町道西畑線道路改良工事監理業務委託料というのは、今現在バイパス部分の拡幅部分を行っているところの管理委託業務の委託料になります。

それで、その六つ下の町道西畑線道路改良工事設計業務委託料というのが、先ほど委員おっしゃってた今度のバイパスの続きの池谷と佐瀬川の間の測量と概略の設計の委託料となっております。

三つ目とおっしゃってたのが、13の使用料及び賃借料でよろしいですかね。 中原委員 はい、そうです。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 こちらの町道西畑線道路改良工事借地料ですけども、 こちらも今バイパス工事を行う中で、用地をお借りしているところがありまして、 そちらの借地料になります。

> 続きまして、美崎苑連絡線の場所が、以前と同じ場所かというご質問ですけど も、路線としては全く同じ場所になります。

> あと29年に事業に至らなかった理由としましては、用地のほうを寄附でというお話で進んでいたんですけども、なかなか合意形成が得られなかったもので、 そのときは事業実施するに至りませんでした。今回はその合意も得られたので、 事業を進めていく予定となっております。

あと、美崎苑の事業費なんですけども、工事としましては約4,500万円、

概算ではありますけども、4,500万円を予定しております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員分かりました。

一つ目の西畑線に関わり、狭隘道路になっている池谷から佐瀬川の拡幅、これは次のめくったところにもそれに関わる予算があるかと思っているのですが、これは道路延長はどれぐらいを考えているのか。場所はあれですね、下がじゃりじゃりになっていたりするところのことかな。ちょっと待ってください。何か狭いところがあるなとは思ってはいるのですけれども、舗装そのものがされていないようなところがあったような気がするけど、違うかな。何かもう片方が山。だからちょっと高さのある車に乗れば、ばしゃばしゃばしゃといって、葉っぱをいっぱい落としてしまって、葉っぱごめんみたいな、木ごめんみたいなね。かと言って、もう片方に余りよると、崖っぷちになっていて、畑に落ちるような、あそこのことですね。場所は何となく分かりました。長さ、全体の工事延長をお聞きしておけば、それで結構です。

それから、美崎苑の連絡線なのですが、これはもともとから地元の要望があってということもお聞きしていますから、頭から反対なんていうつもりはないのですけれどね。これ、今の連絡道路がありますが、南海線の上をまたいで行くやつですけれどね、あれにタッチできる格好で工事するということなのでしょうか。ちょっとそこが私は疑問で、何かそれについて教えてもらいたいと思います。お願いします。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 土木下水道課の小坂です。

中原委員のご質問にお答えします。

まず、最初のご質問であります延長ですね、まず池谷と佐瀬川の間の設計であります町道西畑線道路改良工事の設計業務の延長ですけども、約640メーターとなります。

それと、委員おっしゃってた次のページの145ページの上の工事請負費の中で、町道西畑線道路改良工事4,870万となっておりますのは、今工事を進めておりますバイパス部分の令和5年度の工事予算となっております。

なお、今年の3月議会で契約を予定しております工事は、令和4年度の分を繰

越にて実施しておりまして、あと最後に今回要求させてもらってる工事、4,870万で一応バイパス部分は完成予定となっております。こちらの工事延長は、バイパス部分になりますので、360メーターです。

次のご質問の美崎苑連絡線が海岸連絡線とつながるのかというご質問なんですけども、ちょうど美崎苑の中の南海の線路に近い所の部分と、海岸連絡線を結ぶことになりまして、海岸連絡線の側道とつながる形の道路になっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 西畑線の工事については、2種類教えていただきまして、分かりました。

美崎苑の連絡線なのですが、これはちょっと私はいただけないなと思っているのですよね。位置的に言うと、17区の比較的南海の線路寄りのところですよね。あそこに道路をつくろうと思っていたのだなとか、作りたいのだなというのは、もう現状の実態を見たら分かります。何か道があって、ぶつって切れているからね。それは分かります。それは分かるのだけれど、そこに4,500万円かけますか。

それが例えば仮に、構造上無理だろうけれど、海岸連絡線に直接乗り込めると、17区の皆さんがですよ。でしたらね、それは考えようかなと、一刻も早く。例えば津波が来て、高いところへという、避難しなければというようなときに、役に立つだろうと思うのですけれども、私これ2017年の最初の提案のときにもう同じことを言っているのです。

例えば、避難路とおっしゃるのだけれど、何のときの避難かにもよりますけれども、例えば地震があり津波が発生すると、そのときにできるだけ高い所へ一刻も早く避難しようということがあった場合、その今作ろうとしている道路は、番川線につながるところでしょう。違うのですか。番川線のところへ。側道というがちょっと私もよく分かっていないかも分からないのですが、余計に危ないのではないかと思うのです。津波というのは、細い水路をぶわっと高く上がってくるじゃないですか。ですから、川からはできるだけ離れないといけないわけですね。津波の被害を想定した場合ですよ。それなのに、そこへ近づく道路を作る、4,500万円かけてというのが、ちょっと私は解せない、理解できないのですね。私のこの今言ったことに何かおっしゃりたいことがあれば、どうぞ。なければいいです。言いにくいですよね。

谷地委員長 奥部長。

奥都市整備部長 17区につきましては、今議員お示しのとおりのところに道がつきます。

この17区の区域としては、出るところはまず一方向しかないというのをご理解してほしいです。それが海岸連絡線につなぐことによって、ただ、高架上にはどうしても構造上無理ですけども、側道につなぐことによって一旦畑山線側には進まなければだめですけども、バイパスに上っていただいて、府道まで逃げれるとか、緊急車両も入っていきやすいとか、そういう計画も以前から進めている。

その中で令和3年度の17区のタウンミーティングの中で住民さんからあの道はいつつながるんかな、というような強い要望がありました。それはタウンミーティングの中でもやっぱりここの17区の住民さんは、この道は非常に必要やということを言われてるのかなというふうに、そのとき私は感じました。

ただ、これについても、そういう話もありながら、まずは土地の持ち主さんが協力していただける17区から連絡線までの間の、計7名の地権者さんがおられます。その方がもう協力するというお言葉も頂きまして、初めてこれが実現できるような形になってきてます。

そこで、国の予算についても、財源確保に向けて国とも話をさせていただいた結果、要望という形で、今のところは4月1日の内示見るまでは分かりませんけども、大体、大丈夫であろうという予定で、今回予算を上げさせていただいたというのが現状でございます。

だから、どちらかと言うと、令和3年のタウンミーティングで強く地元の人が 言われてたなというのが、今でも残っているところになります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 地元の要望ということで、別にだめだとは言わないのですけれども、岬町に潤 沢にお金があればいいのですよ。

その前にちょっとその理解ができなかったのが、一方しか出られないというのが、 17区というのは幅が広いね、ありますけれど、一方しか出られないというのは、 どういう意味かがちょっとよく分からないので、教えてください。

谷地委員長 奥部長。

奥都市整備部長 都市整備部の奥です。

中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

一方というのが、みさき公園側にしか出れないと。どちらかというと、直接淡輪側にも出れる道という、2方向ですね。そういうふうに出れれば、うちの課長も言いましたように、避難路とか緊急車両の通行もできるということで、国のほうともお話させていただいて、それを認めてもらってるというのが現状になります。

## 谷地委員長 中原委員。

中原委員もちろん、ないよりあるほうがいいと思うのです。避難路はね。

ただ、ちょっとその説明は17区というのは、皆さんどの程度17区の道をご存じか分かりませんが、17区というのは道がいっぱいありますよね。違うの。 奥。奥まったところが、みさき公園側に少し戻って、それで淡輪のほうへ戻らないといけないからと言っているわけ。そのことを言っているのですか。

いや、私からすると、これは車に乗っている人の発想かもしれませんが、さあ、 その奥から淡輪側に行くのに、どの程度奥まっているのというふうに私は思いま す。何分変わるのかなと思ってしまいますね。

もう構いません。そこはおっしゃりたいことは分かりました。はい。お考えについても分かりましたので、結構です。はい。

### 谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 さきほどの中原議員の関連で申し訳ございませんが、その美崎苑に取りつける 道路というのは、道幅的にとか、またその側道の関係の中で、救急車とか消防車 は通れる道でしょうかね。どうでしょう。

#### 谷地委員長 奥部長。

奥都市整備部長 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、計画で国のほうにお話させていただいてますのが、幅が5メートルということで、緊急車両とかそういうのは通れる道幅になっております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今は155ページまでいいのですね。予算書の152、153ページのみさき 公園費に関わってお尋ねします。

まず一番上の報酬費に関わってお聞きするのですが、このアドバイザー報償費、これはアドバイザーとしては前にお聞きしたような、これまで関わりを持ってく

ださっている方々なのかなと学識経験者、大学の教授とかかなと思っているのですが、人数とかあとこのアドバイザー報償費を計上するときの積算根拠と言いますか回数、これは一堂に会しての会議なのか、一回、一回単発で個別に意見を聞くようなことなのか、どういう想定をされているのか、この報償費の支出の中身についてお聞きしたいというのが、1点目です。

それから、モニタリング支援業務委託料のことは、先ほど質疑がありました。 それでその中で、できるだけということでしょうが、次年度以降この委託料を計上しないで済むように、要するに町として、町の職員でできるようになっていきたいと思っておられるということもお聞きしました。

ただ、そこまで熟練しなかったとしたら、できないことはないのかなと思うのだけれど、これは大変だなと。時間かかるだろうなと思うぐらいのことですが、あり得る支援業務を引き続き翌年度以降も委託するということは、可能性としてはあり得るかもしれないなと思いながら聞いていましたけれども、町の職員が直接する、早くできるようになるようにということで、頑張りたいということなのだろうと思って聞きました。

ただ、そのモニタリング結果の公表予定はないということで、それはちょっと どうなのかと私は思っています。この機会にそのモニタリングの計画も改めて見 せていただいたのですけれども、例えばモニタリングをしていく中で要求水準を 満たしていない、それも例えば悪質であったりとか、危険であったりとか、そう いう格好で満たしていないと判断されるようなケースも中にはあるかもしれませ んよね。それについても全く公表されないというお考えで、その公表の予定はな いというようにお答えになったのか、その辺り公表についてお聞きしておきたい と思います。

それで、このモニタリングについては、基本的に年一回とされていますね。必要であれば随時ということなのだろうなというように思っているのですが、そのモニタリングの中で既に岬町に提出されているものがあるはずなのですね。それはもう幾つかは提出されているかどうか、事業者から。セルフモニタリングという仕組みですよね。その辺りについてもお聞きしておこうと思います。

一度にあまりいっぱい聞くとよくないので、今までのところでお答えいただきたいと思います。お願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の進歩でございます。

中原委員のご質問にお答えします。

まず、1点目のアドバイザーなんですけれども、こちらにつきましては以前の 議会でもご説明したメンバーを想定しておりまして、こちらにつきましては建築 でありますとか、景観デザインでありますとか、観光・地域振興こういったほう も、こういったところで以前から関わっていただいている先生方にお願いしよう と考えております。人数は6人を想定しております。回数につきましては、3回 程度を予定してまして、こちらについてはこのメンバーの先生方を私どもの町の 担当職員が訪問をして、個別にご意見を聞くという形を考えております。

続きまして、2点目のモニタリングの部分でございますけれども、私ども先ほどもご説明させていただいたように、町にそのモニタリングのノウハウが蓄積されれば、その自分たちでやっていきたいという思いで考えてやっておりまして、次に、このモニタリングの公表の考え方ですけれども、こちらにつきましては、先ほどもご説明したとおり、公表はしていかない形で考えておるんですけれども、ガイドラインのほうにも住民等に対し積極的にモニタリングの結果の公表をしていくことが必要とかいうのもあるんですけれども、一方でその民間事業者の権利でありますとか、競争上のキーとか、その他正当な利益を害する恐れのある事項については、除外することとされておりますし、また、近隣の状況をちょっと私どもも確認しておるんですけれども、非常に少ないという状況があって、近隣の都市公園のPFI事業でもモニタリング結果を公表されていないというところもございまして、ちょっとそういった状況も踏まえて、私どもとしては先ほど申し上げたような形で公表はしていかないけども、ただ、必要な事項については議会等に随時お示ししていきたいと考えておりますので、そういったところでご理解いただければなというふうに考えております。

また、そのモニタリングのほうなんですけれども、これにつきましては今年度 実施している内容というのが、主に統括管理業務と言いまして、その公園の整備 を進めていく中でそのいろんな調整を今代表企業を中心となってやっておるんで すけれども、そういったその統括管理業務についてのモニタリング結果というの が、町のほうに定期的に報告されております。 したがいまして、そのモニタリング結果を町のほうで確認して、またチェック していってるという今状況になっておりまして、そういったものは町のほうに提 出されておるというところでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 モニタリングのことでもう少しお聞きします。

統括管理業務に関わる書類については、提出をされているとおっしゃいました。 それは統括管理業務の計画書というものだと思うのですが、書類の名称で言うと ね。統括管理業務報告書というのも出されていますか。

それから、事業全体スケジュール表というものについても、既に出されていま すか。お聞きいたします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 統括管理業務につきましては、委員おっしゃっていただいたよう に統括管理業務の計画書と報告書、こちらのほうが提出されております。

スケジュールにつきましても、一定その事業者のほうから提出はされておるというような状況になっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員はい、ありがとうございます。

統括管理業務の報告書について、ちょっと提出できているかどうか私はよく分からない部分ありまして、統括管理業務の計画書については、契約締結後30日以内に提出するという定めになっていました。

そういう報告書については、対象月の翌月20日までと書いてあったのですけれど、この対象月の対象というのは、何を指しているのか教えてもらえますか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の進歩でございます。

統括管理業務報告書の対象月なんですけども、それは対象月というのは、こちらのほうが業務が9月に事業契約を締結しまして、10月からスタートしていってるんですけども、その対象月というのは、例えば10月でありますとか、11月でありますとか、それぞれの月のことを示しておりまして、その対象月、それぞれの月の翌月までに報告書を町に対して提出していくださいという、そういった意味合いになっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員分かりました。ありがとうございます。

それから、ちょっと私はこれね、よく分からないことがたくさんわるわけですけれども、違約金のことがよく分からないのですよ。あまり違約金が発生するようなことになったら嫌なのですが。

ただ、このモニタリングの中で要求水準に達しない未達と書いていましたが、「みたつ」と読むのかよく分からないのですが、要求水準に達しない場合、何かポイントがたまっていくのですね。これポイントがたまっていくのだけれど、このポイントは大きくないほうがいい、ゼロのほうがいいわけですよね。要求水準を満たしていないときに、ケースに応じて、一番ひどい場合であれば、1件につき10ポイントとか、何かいろいろ書いてあるわけなのですよ。

それに基づいて違約金が発生することがあり得るわけなのですが、違約金はどのように定めているのかが、ちょっと私は拝見した資料の中では見つけられませんので、教えていただきたいと。ここを見たら書いていますということなら、それで結構です。また確認いたしますので、教えていただきたいと思います。

それから、この今一生懸命どういうものにするか、さらに詳細に設計を進めていっていただいているのだろうと思うのですけれども、マイレックスということで、私たちは報告も受け、また岬町のホームページにもこういう計画だと掲載をされています。その中に書かれていることで私がとても気がかりなのは、エネルギーの確保の問題なのですね。その点について何かもし事業者からお聞きになっていれば、教えていただきたいと思います。

こういうことを聞くのは、実質その排出するエネルギー、相当なエネルギー量を使うということは、事業者も説明の中でもおっしゃっておられましたし、それは普通に考えたら分かりますよね。その排出する $CO_2$ と、生み出す $CO_2$ を同じ量にして、実質ゼロにするということがマイレックスの中で掲げられているのです。

それはとてもすばらしい考え方なのですが、それが本当に実現できるのかということについて、自治区長さんを対象にされた説明会の中でも区長さんからも疑問の声も挙がっていました。

私も最初に文書の中に書かれているものですけれどね、それを読んだときにも

どうやってするのだろうと思ったのですが、その辺りの計画について、エネルギーの確保の計画ですね。エネルギーを生み出すほうですね。その辺りについて事業者からもしお聞きになっていることがあれば、教えていただきたいと思います。お願いします。

#### 谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長産業観光促進課の進歩でございます。

中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のほうなんですけれども、こちらの違約金のお話とかポイントのお話とかいろいろあるかと思うんですけども、ポイントのお話とか中原委員がご確認いただいたガイドラインというのは国のガイドラインじゃなくて、町のほうですか。ちょっとそちらのほうお調べして、すぐにご回答させていただきたいんですけど、ちょっとお待ちいただいて、まず2点目のほうをそしたらご説明させていただけたらと思います。

公園のそのエネルギーにつきましては、今回の計画では動植物園のドーム型の 動植物園とかを設置されるということで、非常にその多くのエネルギーを使うこ とが想定されるということで、以前から私どものほうお話聞いておるところでご ざいます。

そういった中で、いろんなそのエネルギーの確保の方法というのを、事業者のほうでも検討しておるということで、具体的に今の段階でちょっとお示しするのは難しいですけども、公園自体がやっぱりそのエコと言いますか、そういう自然環境に配慮したコンセプトを持った公園になっておりますので、そういったそのエネルギー確保においても、部分に配慮したような方法で調達していきたいという思いは持っているというのは、私ども聞いております。

ただ、ちょっと具体的に今の段階で、どういった形でというのは、ちょっと今の時点では具体的に示されない状況なので、その点がまた明らかになってきましたら、お示しできたらなというふうには考えております。

#### 谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 中原委員のご質問ですけれども、このモニタリングの実施について 事業契約を締結する際に事業契約書の17条でモニタリングを実施しなさいと取 決めております。この17条に基づいて実施するのに具体的に記載したものが、 このモニタリング計画ということになるのかなというふうに思ってまして、それを実施していくに当たって必要な専門知識を持ったコンサルとともにやっていくために必要な予算として当初予算の要求をさせていただいてまして、当然、事業契約書の中にも要求水準書に満たないことが起こってきた場合に改善命令をできるとか、契約を解除できるとか、そういう取決めをしておりまして、現実的にいいますと、その時点にもしそういうことが起これば、その時点においてアドバイザーの中には弁護士さんもいてますし、そういう方とご相談しながらコンサルの支援を受けている事業者とどういうふうな取扱いをして、現実的にどれぐらいの損失があるのかというのをはじき出しながら決めていくのかなというふうに想像している感じになるんですけども、そういったことも含めて、今、ご質問いただいた内容も含めて契約した後には確認をしながら進めていきたいなというふうに思っております。

谷地委員長 恐らく、中原委員が聞いていたのは、このモニタリング契約を出されている やつの要求水準を満たす違約金支払いというところでのポイントを変えたいとか と、そこの内容を知りたいということですよね。

中原委員。

中原委員 内容、そう。モニタリング計画そのものに書かれていることは拝読いたしましたので、それは分かるのですが、では具体的に、さきほどおっしゃった、その違約金、損害が発生した分がどうとか、いろいろ書いていました。そのことなのかなとか思いながら、それはまだ事業者とこれから話し合っていくような中身なのですかね。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 計画はお示ししてるんですけども、モニタリングの進め方につきましては、これからそういうポイントの蓄積をして、どういう時点でどういう判断が必要になってくるかというのは、契約後に至急に打合せをして進め方等を教えていただきながら進めていきたいと思っているところです。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 契約とおっしゃるのだけれど、私、契約はもう済んでいるのだと思っているのですが、ちょっと私の理解がおかしいのかな。何の契約ですか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 153ページに委託料として計上しております予算の委託契約のことでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 さきほどの違約金のことを新保課長が調べてまたというようなことも言ってくださっていましたが、どうやら今の話だと、まだ固まり切っていないと。これからそれも含めて、このモニタリング支援業務委託料の中ではっきりさせていくことだということのように理解はいたしました。

予算書の154、155ページの中で、目2空家等対策費、これで少しお聞きしたいことがあります。節1の報酬7万9,000円ということで、空家等対策協議会委員報酬6人と。これは2021年度から、この報酬が発生していたと思っているのですが、2021年、2022年、この協議会の活動状況、開催状況ですね。そういったことをお聞きしたいということが一つと、それから、そこから下に行って、一番下の節18負担金補助及び交付金の中で、ひとり親世帯家賃低廉化補助金というのが設けられていて、これは新規施策。私はこの施策については評価しています。ただ、詳しい中身が分かりませんので、何というか、どういう具体的な補助金なのか、その所得の低いひとり親世帯の家庭の方の家賃を安くしようとするものだということだけは分かっているのですが、その中身を具体的にお聞きしたいと思います。お願いいたします。

谷地委員長 岩田副理事。

岩田総務部副理事 中原委員の質問にお答えいたします。

空家等対策協議会委員会の報酬でございますが、空家等対策協議会委員会につきましては、2021年から一度も開催はしておりません。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

ひとり親世帯家賃低廉化補助金につきまして、どういうものかというところですが、まず、この対象の住宅としては、住まいに困っている方を積極的に受け入れる民間の賃貸住宅というものを大阪府や国のほうでセーフティーネット住宅というところで制度化されていまして登録されてる事業があります。こちらのほうの住宅等に入居する場合で、今回、予算化させていただいてますのは、経済的に困窮するひとり親の世帯の方に対して、家賃補助をしまして、公営住宅並みの家

賃で入居していただけるようにというところで補助事業を実施するものです。対象としましては、まだ来年度からの事業になりますので確定はしてないところではありますが、ひとり親世帯で18歳に達する未満の方のお子さんがいる世帯を対象としまして、収入としましては公営住宅の入居基準を満たすような所得収入のある方を対象となろうかと思います。

## 谷地委員長 中原委員。

中原委員 初めにお答えいただいた空家等対策協議会は、設置したけれども一度も開催していないのはなぜでしょうかというのが疑問です。

それから、もう一つですが、これ民間住宅なのですね。てっきり町営住宅なのかと思い込んでいて、となると、岬町は非常に持ち家率が高いのですが、かなり限られますね。民間、幾つかありますけれどね。これは民間住宅でということであれば、例えば不動産、対象になるのはこれ、セーフティーネット住宅は岬町内に幾つあるのでしょうか、そもそも。それから聞かないと分からないな。教えてください。お願いします。

# 谷地委員長 寺田企画地方創生監。

寺田総務部企画地方創生監中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

空家対策協議会の開催を見送っておる理由につきましては、空家対策計画をつくりまして、計画の作成や変更に関することについて、まず協議をする場となってございます。作成するに当たりましては、当然、協議会を開催しまして計画を策定したという経過になっております。

それと、特に重要な案件については、当然、協議会を開いて、先生方の意見を お伺いするという流れになっておりまして、例えば、管理不全の空家等の解消に ついて大きく言いましたら、特定空家を決定する際のご意見をいただくとか、そ ういうところの案件がなかったということで見送っております。今後、そういう ところで発生がございましたら、協議会を開催する流れになるのかなと考えてお ります。

#### 谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、岬町のほうで登録されてるセーフティーネット住宅としては、岬町の中では4軒あるんですが、この補助対象としまして、国費の補助も入ってるんです

が、そちらのほうの支出できる条件としてはセーフティーネット住宅でセーフティーネットの専用の住宅であるというところが国費の補助対象になっていまして、 今現在でいいますと、残念ながら岬町の中では今のところはゼロ軒になりますので、今後、登録していただくようにというところも含めて呼びかけていく形になろうかと思います。

中原委員 専用のという言葉がありましたけれども、それは要するに、例えばハイツみたいなものがあるとしますよね。6軒ぐらい入れるとしますよね。6部屋あるとする。その6部屋とも全部がセーフティーネット住宅だという意味ですか。その専用というのが意味がよく分からないのですね。それで、これは何ですか。国のお金は今のところはもらえないけれど、町単費でも、もうこれはスタートするのだと、そういう意味で予算化されているというふうに受け取ったらいいですか。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、対象の住宅としましては、6軒等あればというところですが、全部という意味合いではなく、その住宅というところ、対象の家というところが対象になってこようかと思います。この事業をするに当たって、先ほどもちょっと説明させていただいた中で国の補助金があるところではあるんのですが、もちろんその補助金をいただいてというところで、併せて事業をしていきたいと考えていますので、その補助金に見合うような対象の住宅として登録がありましたら、そちらのほうで補助を実施していきたいと思っております。

中原委員 ちょっと準備が何かまだ整っていないのかと思いながら聞いていて、制度について私もあまり明るくはありませんので、今聞いていて、自分がイメージしていたものと大分違うのだということは思ったのですけれどね。これも来年度から、この事業は始めるわけですよね。こういうことをしていますよというのは、どんどんPRして、それこそ岬町に移住してくれるような人が生まれたらいいなとか、そんなことも思いながら資料を見ていたのですが、これは国の補助金をもらう要件を満たしてもらうというのは難しいのですか。専用のということの意味がちょっと私は、まだ十分理解はできていないのですが、セーフティーネット住宅、その国の基準、専用という、その条件をその住宅が満たすということが国の補助金をもらうための要件であるわけですよね、それは難しいのですか。

佐々木都市整備部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

住宅としての対象になる登録というところでいうと、ハードルとしてはそんなに高いものではないのかなとは思います。大きいところでいうと、耐震性がある住宅であるというところであったり、住宅の面積が何平米以上であるとかというところであったりとかというところで、その住宅の構造的な話でいうとそういうあまりハードルというのは高くはないのかなとは思います。あと、当然その建物を所有している貸主の資産というところが今、言わさせていただいています困っている方とかというところの方を対象として、その方の入居を拒まない住宅ですというところを前面に出して入居募集していただけるかどうかというところになろうかと思います。

#### 谷地委員長 中原委員。

中原委員 私はこの事業はいいなと思いますので、ぜひ早くそういった環境を整える。貸主さんの意向というのも大きいと思いますので、無理は言えないなという気持ちなのだろうなと思いながら聞いていたのですが、そういうことにご協力をいただける貸主さんがおられればというか、働きかけた上で応じていただければと。国の補助金をもらえるようにちょっとぜひ整えていただきたいと思うのですが、この48万円という予算は、これは1軒分という想定ですかね。

佐々木都市整備部副理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

予算として48万円というところにつきましては、補助としまして住宅並みの家賃というところまでに対して補助するということで、月額の家賃として最大4万円の12か月分として1軒分という形の48万円という形になります。

中原委員 上限を設けておられるのですね、制度上。はい、分かりました。

先ほど申し上げましたが、国の補助金がもらえる、これは今の状態であったら、 予算は通ったとしても、これは事業化できませんね、なかなかね。ちょっと進め にくい、財政ににらまれるのとちがいますか。国の補助金きちんともらえるよう に整えてから始めてくださいとか言われたらいけないから。いいことだと思うの で、条件を、環境をぜひ整えて進めていっていただきたいと要望しておきたいと 思います。

それで、ここの空家対策に関わって、もう少しお尋ねするのですが、以前、私、 一般質問で東畑の物件のことをお尋ねしました。それで、かなり人気があるよう で、現地の見学会などが実施されていたりとか、一次募集はもう締め切りました と商談に入っていますみたいな感じのことがインターネット上では確認できるの ですが、この後、この東畑の物件がどうなっているのかというのをご存じであれ ば教えていただきたいと思っています。お願いします。

谷地委員長 どなたが回答しますか。

寺田企画地方創生監。

寺田総務部企画地方創生監中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

YouTube等で配信しておりました東畑石橋地区の空家と前の農地については、空家活用株式会社と連携しまして、そこを利用される方を募集しておりましたが、現在、契約も締結して、そちらで農地を借りていると聞いてございます。谷地委員長 中原委員。

中原委員 それはご成約、めでたいことです。インターネット上では、そのサイトはソールドアウトになれば、売約済みとかソールドアウト、ばんと出しているので、それがちょっとなかったから、まだ商談中なのかと思っておりましたが、さすがに人気のある物件でそういうことになったのですね。

私、一般質問でその空家活用株式会社が売るところに関わったら、宅建業法との関係で危ないと思いますということを言いました。その点で法律に触れるような関わり方はされていないという理解でよろしいでしょうか。

寺田総務部企画地方創生監 以前、そういうご質問をいただいて、そこには法には触れて ないということでご理解いただければなと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今のお答えによりますと、その点については、会社の関わり方についても点検 をなさった上でご答弁いただいていると理解してよろしいですか。

谷地委員長 寺田企画地方創生監。

寺田総務部企画地方創生監 そちらのほうの内覧会とか、そこには特に参加してないとい うところでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 最後の質問です。町営住宅のことに関わり、管理について確認するのですが、 マスタープランの中で、公共の担い手という項目があるのですね。要は町営住宅 の管理ですね。そこについて、指定管理者制度の導入を検討していくということ が書かれていまして、それはただ書き方が非常に慎重な書き方がされていて、検 討をすると。指定管理者制度導入に向けてどうのこうのとかいう書き方ではない のです。指定管理者制度の導入について検討をするという書き方がなされていま した。その検討状況についてお聞きしておきたいと思います。お願いします。

谷地委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

公営住宅の指定管理者制度等の導入の検討についてというところではありますが、まず、指定管理者等で大阪府で府営住宅などで指定管理者制度を設けていて、 指定管理で業務をしていただいているというところがありますので、大阪府に聞き取りをしながら事業を検討をしていってるというところにはなります。まだ具体的には今は検討段階というところにはなりますので、具体的な成果というところにはなってないんですが、関連のその実施しているところ等に意見を聞きながら進めていってるというところになります。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

私があります。

辻下副委員長 谷地委員長。

谷地委員長 すみません。私のほうから何点か質問のほうをさせていただきます。

まず、143ページの目1道路橋梁総務費の節の13使用料及び賃借料で、一番下、都市基盤施設維持管理データベースシステム利用料、こちら昨年度は予算化されていない項目かと思うのですけれども、これの内容を教えていただきたいというのと、これは今後、毎年変わっていくものなのかというのを教えていただきたいきたいです。まず、1つずつお願いします。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 谷地委員長のご質問にお答えいたします。

都市基盤施設維持管理データベースシステム利用料ですが、こちらのシステムというのは大阪府が府内市町村が共同で利用できます各都市基盤システムのデータを一元管理して、活用のためのデータベースシステムを令和元年度から運用しております。各市町村の呼びかけがあったのですけども、今回、令和4年度に岬町のほうは橋梁点検をやっておりまして、その橋梁施設につきまして点検結果や補修履歴等のデータを蓄積しまして維持管理の効率化を図りたいと思って参画する予定であります。

あと、令和6年度以降も同じように費用がかかるかというご質問なんですけども、最初の年は登録等で今回の予算要求34万2,000円かかるんですけども、 来年度以降につきましては、そのデータの維持費用だけとお聞きしておりまして、 概算にはなるんですけども1万円から2万円程度とはお聞きしております。

辻下副委員長 谷地委員長。

- 谷地委員長 今の回答だと、これは橋梁点検のデータを大阪府のほうのシステムにアップロードして、今、そのデータを一元管理して業務の効率化を図るという回答かと思うのですけれど、橋梁以外に道路とかほかのものも今後はそういったシステムにどんどん一元管理に参画していくという考えですかね。
- 小坂土木下水道課(土木担当)課長 道路等につきましては、今のところは参画する予定 はないです。例えば、今、お聞きしているのは現場とか行ったときに、写真を撮ったら、それを自動的に送ったその場所なんかも登録できるとはお聞きしてるんですけども、やっぱり費用のほうが結構かかってくるみたいで、まずは橋梁から 1回参画して、今後は検討していきたいと考えております。
- 谷地委員長 ありがとうございます。そうですね。有効なツールであれば、やはり費用 云々だけでなくて業務が大幅に効率化されるのであれば、引き続き検討してもら えればいいと思います。

続いて155ページ、目の住宅管理総務費の節12委託料、先ほどほかの多くの委員のほうからも質問があった、この町営住宅長寿命化改修工事等と町営住宅長寿命化関連についてお伺いしたいのですけれども、今回、この予算化されている部分というところは、この岬町営住宅長寿命化計画、ここにのっとった形できちんと進んでいるというところは計画のほうを拝見させてもらって確認しているのですけれども、その中でこの長寿命化の改修の内容というところは中原委員からも質問があったとおり、結構、いろいろ大規模な改修、通常の軽微な改修というよりは大規模な改修になるのかなと思っているのですけれども、これは実際に住んでいらっしゃる方はそのまま住んだままの状態で特に生活に影響なく改修工事というのは実施できるのかどうか。あと、それとこの計画の中で、この多奈川の小田平とか平野北というところは、長寿命化というところになっているのですけれども、淡輪町営住宅と、あと深日小池谷というのですか町営住宅、ここについては用途廃止という結論に至っていると思うんですね。今回、この淡輪と深日

の町営住宅に関する予算は特に出ていないと思うのですが、当然、この用途廃止だけれども、当然、今、進んでいらっしゃるので、全部、埋まっているので、その方たちが転居していただいて多分、用途廃止という流れになると思うのですが、一応、確認なのですけれども、本年度は用途廃止というところには特に着手する予定がないというところと、そういった今住んでいらっしゃる方に転居を促すということをきっとしていくことになるのかと思うのですけれども、その部分というところにはどういった形で取り組まれてるのか、回答をお願いします。

佐々木都市整備部副理事 谷地委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、町営住宅の長寿命化改修工事の工事をするに当たって、住みながらの工事というところは問題ないかというご質問だったかと思います。こちらについては、先ほどもご説明させていただいた内容で屋根の防水性の改修をさせていただくのと、外壁の塗装替えの改修という形で考えておりまして、工事としは外部での工事になりますので、住宅の中の生活等については、外部では工事するんで若干は影響はある部分はあるのかなとは思いますが、中の生活としては外部の工事ですので住みながらの工事という形で問題ないのかなとは考えております。

2点目、町営住宅の淡輪と深日小池谷住宅というところの現在、木造住宅ではあるのですが、こちらのほうについては委員長言われるとおり用途廃止という方向になっております。こちらについては5年度の予算としては155ページの14の工事請負費の一番下で町営住宅除却工事というところで、こちらが内容としては淡輪の木造住宅の除却が1軒というところで計上させていただいてます。住宅としては木造住宅で今現在、淡輪住宅で5軒、小池谷住宅で1軒のお住まいになってる方いてるのですが、こちらについては住宅を退去されるタイミングをもって住宅、木造住宅ですから、かなり古い状態で放置すると火災等の心配とかもありますので、その都度その都度で除却をしていってるところになります。

谷地委員長 これ、あれなんですね、町営住宅除却工事と言うところはそれに該当するということなのですね。ここからは淡輪の1軒ということで。先ほどおっしゃられたとおり、かなりこれでも築70年ぐらい、多分経っているやつなので、住むこと自体に多分危険性があるというところだけれども、別に町からやはりそういった危険性があるから転居してください、転居を検討してくださいねという、そういった促しをするのではなくて、あくまでも今住んでいらっしゃる方が自分の生

活の中で、退去というご自身で決められてから除却にかかるって、そういった流れですかね。

奥都市整備部長 谷地委員長のご質問にお答えさせていただきます。

今、言われてるお話につきましては、そこに見えている緑の7の住宅ができたときに、まず、木造の住宅の方に、皆さんに気持ちを聞きに行かせていただきました。聞かせてもらう中で、確かに1軒は移っていただいて、その当時は十何軒あったのですけど、そのうちの2軒ぐらいは移っていただける方がおりまして、それ以外の方は、やっぱり住み慣れた住宅なので、うちは危険性とか、そういうことは訴えながら、そこを理解した上ででもやっぱりまだ住み続けたいと言われる方が今残られてる方です。その方については、一応、私どもはこのままでおったら危ないので、また変わってくださいねということを会ったときにはお話しさせていただいているというような形になっております。

谷地委員長 なるほど、そういった危険性という説明とか意向というところもきちんと聞かれているということなので、あとは住んでいらっしゃる方の判断というところだと思うので、そこは結構かと思います。

最後に、155ページの一番下の節、負担金、補助及び交付金、これで不良空家等除却補助金、こちらは昨年度予算はたしか650万円、750万円というところに今、増えているのですけれども、多少なりとも。これはやはり実績ベースで昨年度は結構申込があったから、ちょっと増やそうという、そういった形での増額という認識でよろしいのですかね。

佐々木都市整備部副理事 谷地委員長のご質問にお答えさせていただきます。

委員長おっしゃられるように先ほどの今年度の予算ですね。今年度の予算としては650万円という予算をつけさせていただいてまして、来年度の予算としては750万円となっております。軒数としましては、今年度4年度につきましては13軒分の650万円で、来年度については15軒分として750万円というところで予算計上をさせていただいております。

やはり、これについては空家の除却というところで、除却をしたいという軒数 等が若干増えてきておりますので、それに合わせたところで軒数をちょっと増や している状況になります。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷地委員長 これで土木費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。

予算書186ページ、187ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 ここにあります協議資料作成委託料なのですけれども、合っているのかな。186、187の、合っていますか、ありがとうございます。節12委託料の協議 資料作成委託料とありますが、これは何を協議する、どんな資料なのか教えてく ださい。お願いします。

谷地委員長 西部長。

西総務部長 協議資料作成委託料ですけども、これは多目的公園の、法面で発生した地滑りの復旧につきまして、国の災害査定を受ける方針で大阪府と協議を進めているところです。今、地滑りを観測できる大雨がなかなかなくて、手続が進められていないところなんですけども、一昨年7月に大雨で僅かでありますけども、変状のほうが確認できたということで、このデータをもって査定を受けるべく大阪府と今現在、国と協議を進めているところです。国との協議では、できれば5年度に災害査定を受ける方向で準備を進めていくということで話をしておりまして、国の災害査定を受けるということになりますと、申請書類とか、それから資料の作成の提出など、いろいろ資料が求められますので、その辺の作成につきまして、コンサルの業者さんのほうにお願いするということで協議作成資料委託料を上げさせていただいているところです。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 たしか以前お聞きしたところだと、この申請に関わる資料、こういった委託料 もそうでしょうか。これも全部、国のその災害査定の中で見てもらえるというようなことであったかと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

谷地委員長 西部長。

西総務部長 災害査定の対象になると、事務経費等も認められると大阪府からは聞いております。内容等については、そこで精査が出てくるかなと思うんですけども、持ち出し、単費の部分につきましては、大阪府が3分の2、町が3分の1という負

担割合を決めておりますので、全額、町が負担するというのではなくて、大阪府 も3分の2を負担いただく形になっております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。これで災害復旧費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

予算書186ページから189ページの目4海釣り公園管理基金費、目5多奈 川地区多目的公園管理基金費、目7森林経営管理基金費をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

これで諸支出金の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。賛成ですか、反対ですか。

中原委員。

中原委員 私、最近は結構、事業委員会では賛成をよくしてきたのですけれどね。幾つか大いに評価できるなと思う点はあったのです。さきほどひとり親世帯のご家庭の家賃低廉化事業、ちょっとまだ整えないといけないところがあるようではありましたけれども、そういうことに踏み出すというのは本当に何というのか、温もりのある温かみのあるまちづくりの一つだというふうに思っておりましたので、いいなと思っていたのですが、本日、審査に関わらせていただいて、幾つかちょっと納得のいかない予算化がありました。

一つは、美崎苑連絡線です。意見については、もうご理解いただいていると思います。審査の中でお話はさせていただきましたが、確かにないよりあるほうがいい、そして地元の要望がある。なかなか反対しづらいものではあるのですけれども、17区は一方しかないと言うけれど、たくさん道路が走っていて、あっちこっちに行けるというふうに私は思っているので、ちょっとそういう状況にあって、そしていろんな要望をしても財政が財政がと言われる立場からしますと、4,500万円かけるのかという気持ちについなってしまいました。

事業者支援なども、また独自で今年度もすればいいのになと思っていましたけれど、そういう予算も来年度はないという中で、美崎苑連絡線かというのが率直な気持ちです。

それから、海釣り公園の桟橋上の施設について、修理の費用を町が出すというのは、やはり少し納得がいかないですね。そもそも事業者がどうしても建てたいと。それで、あのときに議論で覚えていますが、建てて集客を増やして売上も伸びると一人当たりの売上の単価は1,000円以上だということまでおっしゃって建てたものですよね。なおかつ所有者は指定管理者であるということからしますと、なぜそこに岬町の税金をつぎ込むのかと、そんな大きい金額ではないと言えばそうかもしれません、岬町全体のお財布からしますと。だけれど、ちょっとお金の使い方、ありようが私には疑問に感じるところです。

それからもう1点、岬公園のモニタリングの問題で、公表を予定していない、 このことについては私は問題があると、承服できないと思いますので、今回は賛 成しにくい審議結果になってしまったというところでございます。

谷地委員長ほかに反対の方はいいですか。

(「はい」の声あり)

谷地委員長 では次、賛成の。

竹原委員。

竹原委員 一般会計予算の事業委員会に付託された分、本委員会におきます、この案件に つきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

一つは、この行政の運営について、いよいよデジタルが始まるのだなというふうに期待するところでございます。国からの支援を受けて、統合型GISを導入するということで、かなり期待をいたしておるところでございます。

そして、もう一つは道路をつくるということで、ちょうど美崎苑連絡線、こちらは海岸連絡道を造る、附帯する工事であったとこのように認識して、これができることによって完成といったことでございます。地権者の方が7軒もあって、その方が提供してくれたという気持ちもありますし、また、一方しか入れない、この奥まったところの、そこのポイントは、やはり自分なり、工事なりで、通行がストップする可能性があるところが、反対側から出られるようになると、一つ安心が生まれます。単純に近隣の方もバイパスに向けて出るのに海岸連絡道が使

いやすくなるのかというふうにも思います。それに期待をさせていただきたいと思っております。

あと、様々な議論もございまして、ない予算をうまいこと組んでいただいているのかなというふうに見受けられましたので賛成とさせていただきます。

谷地委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)

谷地委員長 挙手多数であります。

よって、議案第5号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続いて、議案第8号「令和5年度岬町下水道事業特別会計予算について」議題 とします。

予算書270ページから299ページ、また委員会資料10ページから12ページをご覧ください。

それでは、補足説明をお願いします。

奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員会資料の10ページの令和5年度の主な工事一覧についてご 説明させていただきます。

令和5年度下水道事業特別会計、予算書の288ページの、1下水道事業費、 2、公共下水道事業費工事請負費としまして計上しております公共下水道汚水管 埋設工事23-3についてご説明いたします。

12ページの工事箇所図併せてご覧ください。

場所は、深日向出南地区の太く円で書かれている箇所です。太く実線で示していますのが、下水道本管の埋設箇所で、太く点線で示していますが、水道管移設箇所になります。令和5年度の工事内容としましては、工事延長約86.1メートル、下水道本管の埋設延長は82.2メートルで、管径は200ミリ。圧送管の延長は約3.9メートルで管径は75ミリ、水道管の移設延長は約101.8

メートルとなっています。なお、水道管移設費用につきましては、水道管埋設に 必要な費用から、水道管の機能の廃止のときまでの財産価値の減耗分の入金が下 水道費受託事業収入として、大阪広域水道事業団、岬水道センターより入金があ ります。

谷地委員長 それでは、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 予算書の288ページで、今、先ほど説明いただきましたが、これは新たな・ 池谷向出連絡線へ接続される新しい下水管ですけれども、今度は6日に開通式が 予定をされておりますが、これはこれで結構なのですけれども、もうせっかくこ の立派な下水管が埋設できたのですが、これ以降の年次計画的なものは出せてい ただいているのか、以前、聞いたら、また違うところへ飛ぶようなことも聞いた ような記憶があるのですが、その辺いかがでしょうか。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 令和5年度は、町道向出門前線の本管敷設工事を予定しております。

続きまして、令和6年度から7年度にかけまして、その町道向出門前線のマンホールポンプ設置工事を予定しております。

その後につきましては、役場の上の左手のところになりますが、その部分の単 費路線が残ってるところがございますので、その部分と深日の向出地区を併せて 整備していきたいと考えてはおります。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 多奈川線から海側の地区、4地区ですね。向出北、南、門前、兵庫地区、私の一番地元でもあるのですけれども、ここだけが飛んで役場周辺へ動きをさせていただいているのですが、予算的なことがやはり大事だと思うのですけれども、できるだけ予算もつけていただくような方向でなかったら、もう予算がどんどんできているのに、この地区だけ、いつできるのかなと、皆さん待っているのですけれど、その辺を考慮していただいて、もっと年次計画をつくっていただけたらなという、私の要望ですけれども、いつ、この4地区ができるのかなというのは皆さん待っているところが多々あるので、それだけ要望でお願いします。

谷地委員長 奥部長。

奥都市整備部長 奥野委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、前の一般質問でもお答えさせていただいたように、深日のほうのオークワの裏のところ辺にもなるんですが、たしか、あそこら辺の区域につきましては、もう一応事業認定ということはさせていただいているんですけども、どうしても、その工事費用を大体年間5,000万円ぐらいで工事を進めてますので、委員、今おっしゃられてるのは、それ以上の費用をもって、もっと早く進めというお話なのかなというのも理解はできるんですけれども、どうしても受益の関係とか、使用料の関係で5,000万円というので一応進めさせていただいているというのが現状でございます。その辺をご理解していただければなと思います。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 その辺の理解はしているつもりなのですけれども、どんどん進めていただくよ うにお願いしておきます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。 中原委員。

中原委員 今、奥野委員が質疑されたところの下の箇所、節14工事請負費のマンホールポンプの更新工事、来年度の予定についてご説明いただきたいと思います。 谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 マンホールポンプの箇所ですが、マンホールポンプの更新工事箇所につきましては、ナンバー1、ナンバー6、ナンバー24になります。場所につきましては、ナンバー1につきましては、淡輪海水浴場への進入路、パチンコ店ベニスの下がりのところでございます。ナンバー6につきましては、シーサイド・ヴィラ淡輪のヨットハーバー近くのロータリー付近になります。ナンバー24につきましては、谷川橋付近のところになります。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 ナンバー6って、前にも何かあったところでしたかね。何か補正予算かなにかで、何か緊急に対応したところであったか、ですね。いいです。ありがとうございます。

それで、この会計は公営企業会計に来年度、再来年度から移行することになりますね、これ。それなので、ちょっとこれも次の審査になっている漁業集落もそうですが、体裁がちょっと変わるということでしょうかね、再来年度からは。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 令和6年度から企業会計に移行します。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、議案第8号は、本委員会において可決されました。

それでは、お諮りしたいと思います。

まだ幾つか議事はあるのですけれども、もうすぐ17時を過ぎるような感じで すが、このまま進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長それでは、このまま議事を進めたいと思います。

続いて、議案第9号「令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について」 議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略した いと思います。

予算書300ページから314ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の309、310ページの一番下、国庫支出金のところで、デジタル田 園都市国家構想交付金ということで、下水道台帳電子化事業というように記載を されております。これは、私、下水道台帳を見たことがないのですけれども、今、 紙ベースである台帳をデータ化する、電子化するというものなのでしょうか。

それから、ページをめくって311、312ページの一番上の節10の需用費の中にある修繕料、どこの修繕をされるのかお聞きしたいということと、それから節12の委託料で、下水道資産管理システム導入委託料というのと、下水道資産管理システム保守委託料というのがありますが、この二つについてもご説明をいただきたいと思います。お願いします。

#### 谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 まず、下水道台帳電子化事業について、ご説明いたします。

現下水道台帳は平成8年度に導入し、平成19年にシステム及びハードの更新を行い、その後、平成28年にハード更新のみを実施して、現在、下水道台帳を稼働していますが、機器が更新時に復旧が困難であり、平成25年度より下水道台帳の更新ができていませんので、令和5年度に交付金を活用して下水道台帳を整備するものでございます。

続きまして、修繕料のほうになるんですけども、修繕料につきましては、小島 浄化センターの修繕料になります。金額につきましては、3か年平均の修繕料を 見込んでおります。

続きまして、業務内容になりますが、内容としましては、下水道台帳の更新の 内容になります。名称としては、資産管理台帳となっていますが、整備の内容と しましては下水道台帳の整備であります。

# 谷地委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。ここの一般管理費が増えているから。それで、新しい項目といったら、今、言った下水道資産管理システムどうのこうのというやつなので、何かなと思っていたのですが分かりました。

小島浄化センターの修繕料ですが、これは3か年平均とお答えになったという ことは、特段、今、これが故障しそうであるとか、手当がすぐ必要とかいうター ゲットがあるわけではなくて、日常的に管理していく中で修繕が必要になったと きにお金を置いておこうと、そういう類のものというふうに考えたらいいですか。 うなずいておられるので分かりました。

ここは、その一般会計からの繰り出しもしつつ維持していますけれど、だんだん施設が古くなってきているという問題もあり、ちょっと財政的な負担のことが

前から少し気になっていたので、どこか具合が悪いところがあるのかと思って聞かせてもらったという程度です。ありがとうございました。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、議案第9号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第14号「町道路線の認定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷地委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

# (挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、議案第14号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件6件については全て議了しました。 続いて、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 なければ、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員 長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで、事業委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(午後5時01分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記 するため、ここに署名する。

令和5年3月10日

岬町議会

委員長 谷地泰平